

平成 2 4 年川西町議会

第 2 回定例会会議録

開会 平成 2 4 年 6 月 1 1 日

閉会 平成 2 4 年 6 月 1 5 日

平成 2 4 年川西町議会
第 2 回定例会会議録

(第 1 号)

平成 2 4 年 6 月 1 1 日

平成24年川西町議会第2回定例会会議録（開 会）

招集年月日	平成24年 6月 11日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成24年 6月 11日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 勝島 健 2番 堀 格 3番 伊藤彰夫 4番 石田三郎 5番 今村榮一 6番 松本史郎 7番 寺澤秀和 8番 森本修司 9番 杉井成行 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法 第121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	町長 上田直朗	副町長 松本ひろ子
	教育長 森杉衛一	理 事 坂口 歩
	教育次長 山嶋健司	会計管理者 寺澤伸和
	産業建設部長 松本雅司	総務部長 森田政美
	福祉部長 下間章兆	水道部長心得 福本哲也
	財政課長 西村俊哉	まちづくり推進課長 安井洋次
	健康福祉課長 奥 隆至	上下水道課長 中川栄一
	教委総務課長 栗原 進	社会教育課長 広瀬行延
	監査委員 木村 衛	
本会議に職 務のため出席 した者の職氏 名	議会事務局長 高間隆弘 モニター係 増井 肇	
本日の会議 に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名 議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	4番 石田三郎 議員	5番 今村榮一 議員

川西町議会第2回定例会（議事日程）

平成24年6月11日（月）午前10時00分開会

日 程	議案番号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
第 3		諸報告 議会報告
	報告第2号	平成23年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書
	報告第3号	平成23年度川西町介護保険事業勘定特別会計繰越明許費繰越計算書
	報告第4号	定期監査報告について
第 4		一般質問
第 5	承認第1号	平成23年度川西町一般会計補正予算の専決処分について
第 6	承認第2号	平成23年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分について
第 7	承認第3号	平成23年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算の専決処分について
第 8	承認第4号	平成23年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分について
第 9	承認第5号	川西町行政組織条例の一部を改正する条例の専決処分について
第10	承認第6号	川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
第11	承認第7号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
第12	承認第8号	平成24年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について
第13	議案第29号	平成24年度川西町一般会計補正予算について
第14	議案第30号	平成24年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第15	議案第31号	平成24年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について

第 16	議案第 32 号	平成 24 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第 17	議案第 33 号	平成 24 年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について
第 18	議案第 34 号	平成 24 年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について
第 19	議案第 35 号	平成 24 年度川西町水道事業会計補正予算について
第 20	議案第 36 号	川西町印鑑条例の一部改正について
第 21	議案第 37 号	川西町税条例の一部改正について
第 22	議案第 38 号	川西町都市計画審議会条例の一部改正について
第 23	議案第 39 号	奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
第 24	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
第 25	同意第 2 号	川西町公平委員会委員の選任について
第 26	同意第 3 号	川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

川西町議会第2回定例会（議事日程）

平成24年6月11日（月）午前10時00分開会

日 程	議案番号	件 名
		（追加議案）
第 3	選挙第 1 号	議長選挙について
第 4	選挙第 2 号	副議長選挙について
第 5	選挙第 3 号	議会選出の委員の選挙について（式中組合議員・山辺広域組合議員）
第 30	議案第 40 号	川西小学校改築工事のうち校舎棟他改築工事請負契約について
第 31	同意第 4 号	監査委員（議員）の選任について

(午前10時00分 開会)

議長 (大植 正君) 皆さん、おはようございます。

これより平成24年川西町議会第2回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町長 (上田直朗君) おはようございます。

本日、川西町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私御多忙の中御参集くださりまして、まことにありがとうございます。

また、平素は町政の進展に御尽力いただいておりますこと、御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げる次第でございます。

本日提案いたします議案は、平成23年度一般会計予算の専決を初めとする承認案件が8件ございます。そして、平成24年度一般会計の補正予算を初めとして補正予算関係で7件、条例改正3件、組合規約の改正、人事案件など、多数の案件でございます。

何とぞよろしく御審議賜りますことをお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長 (大植 正君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、4番 石田三郎君及び5番 今村榮一君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より15日までの5日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (大植 正君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より15日までの5日間と決定いたしました。

(議長席 議長退席)

議会事務局長 (高間隆弘君) ただいま議長より辞職願が提出され、降壇されましたので、松本副議長、議長席にお着きください。

(議長席 副議長着席)

副議長 (松本史郎君) ただいまから議長代行を務めさせていただきます。

議長・大植正君より議長の辞職願が提出されましたので、議長辞職についてお諮りいたします。

大植正君の退席をお願いいたします。

(大植正君 退席)

副議長 (松本史郎君) お諮りいたします。

大植正君の議長辞職願の朗読を省略し、議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(松本史郎君) 異議なしと認めます。よって、大植正君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

大植正君に自席に着席していただきますので、しばらくお待ちください。

(大植正君 入場)

副議長(松本史郎君) 大植正君より、議長辞職の挨拶がございます。

大植正君。

12番議員(大植 正君) 議長辞職に際し、一言お礼申し上げます。

議員各位におかれましては、1年間議会運営に協力いただきまして、まことにありがとうございました。未熟な議長でございましたが、議員各位を初め理事者皆様方の御協力を得まして、議会運営、議会活動も円滑に運ぶことができました。この場をお借りして、深く感謝申し上げ、お礼申し上げます。

今後とも一議員として川西町発展のため、微力ではございますが、頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

副議長(松本史郎君) お諮りいたします。

議長が辞任されましたので、この際、追加議案として議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(松本史郎君) 異議なしと認め、日程第3といたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時06分 休憩)

(午前10時09分 再開)

副議長(松本史郎君) これより再開いたします。

日程第3、議長選挙を行います。

議長選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、副議長よりの指名推選といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(松本史郎君) 異議なしと認めます。よって、副議長よりの指名推選とすることに決しました。

議長に森本修司君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました森本修司君を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(松本史郎君) 異議なしと認めます。よって、森本修司君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました森本修司君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

森本修司君より、当選の受諾及び挨拶があります。

森本修司君。

8番議員（森本修司君）　　ただいま川西町議会議長に当選させていただき、まことに身に余る光栄と存じております。その責任の重さをひしひしと感じている次第でございます。

これからの川西町の発展と町民のよりよい生活の実現のため、精神誠意円滑なる議会運営に努めるとともに、地方分権が進展し、地方議会の役割がますます重要になっていく中、議会の使命達成のため、議会のさらなる活性化及び議会機能の向上に向けて全力を傾注してまいり所存でございます。

どうぞ今後とも議員の皆様、理事者の方々の温かい御支援並びに御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

副議長（松本史郎君）　　議長、議長席にお着き願います。

御協力、どうもありがとうございました。

（議長席　副議長退席、議長着席）

議長（森本修司君）　　副議長・松本史郎君より副議長の辞職願が提出されましたので、この際、副議長辞職についてお諮りいたします。

松本史郎君の退席をお願いいたします。

（松本史郎君　退席）

議長（森本修司君）　　お諮りいたします。

松本史郎君の副議長辞職願の朗読を省略し、副議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君）　　異議なしと認めます。よって、松本史郎君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

松本史郎君に自席に着席していただきますので、しばらくお待ちください。

（松本史郎君　入場）

議長（森本修司君）　　松本史郎君より、副議長辞任の挨拶がございます。

松本史郎君。

4番議員（松本史郎君）　　川西町議会副議長を辞任させていただくに当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

昨年5月の臨時会におきまして皆様方の推挙をいただき、副議長の重責に就かせいただきましたが、その間、不行き届きな点が多かったにもかかわらず、議長を初め先輩、同僚議員並びに理事者の方々の温かい御協力と御指導をいただきまして、きょうまでどうにかこの重責を大過なく果たし得ました。ここに、皆様方の御厚情に対し厚くお礼を申し上げる次第でございます。

なお、今後とも町政進展のために一層の努力をいたしたいと存じます。これか

らも今まで以上に御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願いいたしまして、辞任の挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

議長（森本修司君） お諮りいたします。

副議長が辞任されましたので、この際、追加議案として副議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認め、日程第4といたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時25分 再開）

議長（森本修司君） これより再開いたします。

日程第4、副議長選挙を行います。

副議長選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長よりの指名推選といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、議長よりの指名推選とすることに決しました

副議長に堀格君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました堀格君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、堀格君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました堀格君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

堀格君より、当選の受諾及び挨拶があります。

堀格君。

2番議員（堀 格君） 堀でございます。このたびは副議長を拝命いたしました。

小学校の改築、スマートインターの供用開始、その他のプロジェクトによりまして新しい発展が期待されるとき、森本議長を十分に補佐いたしまして、川西町議会並びに川西町の一層の発展に尽力いたします。

議員各位の皆様並びに町長を初め当局の皆様方、よろしく御指導、御鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（森本修司君） 続きまして、お諮りいたします。

山辺広域行政事務組合議会議員であります大植正君、松本史郎君より、辞任願が提出されましたので、この際、山辺広域行政事務組合議会議員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 異議なしと認めます。よって、辞任願の朗読を省略し、山辺広域行政事務組合議会議員の辞任の件を許可することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま欠員となりました議会選出の議員の選挙についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 異議なしと認めます。よって、本案件を日程第5に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

山辺広域行政事務組合議会議員に、堀格君と森本修司を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議員を山辺広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員が当選されました。

ただいま当選されました堀格議員、森本修司が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

日程第6、諸報告に入ります。

議長報告として、総務・建設経済副委員長・堀格君の辞任に伴い石田三郎君が、学校建設特別委員会副委員長・森本修司の辞任に伴い大植正君が、それぞれ副委員長に選任されました。

町長より行政報告として、報告第2号、報告第3号で、地方自治法施行令第146条第2項の繰越明許費繰越計算書をお手元に配付しておりますので、御清覧おき

願います。

報告第4号、平成24年3月から平成24年5月期までの例月出納検査の結果報告を木村監査委員より求めます。

木村監査委員。

監査委員（木村 衛君） 平成24年3月から平成24年5月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

森本監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定に基づきまして、平成23年度並びに24年度の川西町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受けまして、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議長（森本修司君） 以上で諸報告を終わります。

続きまして、日程第7、一般質問に入ります。

順次質問を許します。

11番議員 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、一般質問として町長に御質問いたします。

内容は、さきにも通告書でお示ししてありますように、町が徴収しております手数料について、そのあり方はどうあるべきか、町長はいかがお考えになるか、その御所見をお伺いするものであります。

本町を初め全国の市区町村など地方団体は、地域住民の福祉の増進を図ることを基本とする旨、地方自治法に規定されているとおり、住民生活を支えることが自治体の中心任務であることは、改めて言うまでもありませんし、町長を初め皆さん御承知のとおりであります。したがって、こうした観点に立って、本町においても積年、住民生活向上に寄与すべくさまざまな事業に取り組み、その増進を図ってきたところでありますが、言いかえますと、こうした取り組みは、町が集めたお金をどのように分配するのか、その方途の見きわめであって、このバランスが住民生活を左右する結果にあらわれてくることにつながっている問題であります。ゆえに、こうした原資の集め方と使い方については、住民目線にしっかりと立脚しているか否かで住民生活への影響も大きく異なってまいりますので、町の姿勢としては、慎重を期すことはもとより、本町住民の意向をつぶさにつかむ努力を最大限講じることが、決して欠いてはならない重要な問題だと心得る次第であります。その上で、この原資は税金を中心に使用料や手数料などが専らこれに充てられますが、これらの徴収について、地方自治法では227条などで特定の者のためにするものにつき手数料等を徴収することができる旨、規定されております。つまり、全体に係るものは税金で賄い、一部に係るものは手数料で賄うということでありまして、これら諸規定のもと、それぞれの地方団体の事務が執行されていることは御承知のとおり

であります。

そこで、本町における有料の指定ごみ袋も、ここで言う町が徴収する手数料におおむね該当するものと判断いたしました。これは果たして特定の者のためと言えるのかどうか。この点、同法の規定に照らしていかが相なるのか、町長はいかにお考えになりますか。

また、同様に、全住民に対して実施されている町の施策に水道事業がありますが、公営企業によるこの事業も町域全体に行き渡っている取り組みであって、決して特定の者に対しての行為でないことは明らかであります。とするならば、ここでも地方自治法の使用料や手数料の規定からすれば、見方としましては同様に見ることも可能であると判断いたしますが、その点、町長はいかにお考えになりますか。

今般は、こうした問題につきまして、自治法という手数料等の規定に照らして、これらの徴収のあり方をいかにお考えになるのか、町長にその御所見をお伺いするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 手数料の考え方についてでございます。

芝議員がおっしゃっておられるように、地方自治体が徴収できる手数料につきましては、地方自治法第227条に、「普通地方公共団体は、当該地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」と規定されております。ごみの収集、運搬及び処分についての手数料となる有料の指定ごみ袋について、特定の者のためにと言えるのかどうかの御質問でございます。

この件につきましては、過去に裁判の判例がございます。そこで、地方自治法に違反し、無効であるとの請求に対し、裁判所は棄却の判決を出しております。その判決の理由の中で、ごみ処理有料化が地方自治法の特定の者のためにするものとの文言に反するとまでは言うことができないとし、また、ごみの処理有料化の手法を用いたごみの減量化策については、憲法で保障された地方自治法を踏まえた地方自治体の裁量の範囲内と評価されるべきものであるとの判断が下されておりますので、地方自治法上は問題ないと考えておるところでございます。

地方自治法227条の手数料の条文の中に、特定の者のためにするものについて手数料を徴収するということになっておりますけれども、「特定の者のためにする」ということの解釈でございますが、それは、それぞれの個人の求めに基づいて、主としてその者の利益のために行う事務となっておるところでございます。各自治体は、この地方自治法の条文をもとにそれぞれ条例を定めて徴収をしているところでございます。川西町では、川西町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の中に一般廃棄物処理の手数料として規定し、実施しております。

そしてまた、水道につきましては、地方公営企業法第21条及び水道法第14条において、水道事業者は、料金、給水装置工事等の費用の負担区分その他の供給条件について供給規程を定め、適正な原価に照らして公正妥当なものであることを規定しております。水道事業に係る使用料及び手数料については、これらに基づき

ながら、川西町水道事業給水条例の中で料金を定めて実施しているところがございます。

私は、このごみの処理手数料や水道の水道料については、人それぞれによって使用の頻度や、あるいは使用する量が異なっておりますので、その量によって使用料や手数料を徴することは、むしろかえって公平性の観点からも適切ではないかなというふうに考えております。川西町におきましても、資源ごみの袋を無料として、資源ごみ以外の袋を有料とすることによって、ごみの分別によるリサイクル化を図るとともに、ごみの減量に対する意識の高揚策の一つとして実施しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（森本修司君） 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 町長からは、いわゆる有料の指定ごみ袋でありますとか水道料金の徴収に関する根拠についてお示しをいただきました。そして、いずれにしても適法であるという判断であります。私も違法だとは思っておりません。それで、その考え方、あり方についてでありますけれども、先ほど町長が答弁の中で触れられましたように、確かに地方自治法のこの条文は、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」と、こういうふうに規定されております。要は、全体に係ることは税金でやって、特定の者に係るものは手数料を取ってもええよと、こういう根拠法になってるものだと思います。全体に係るものは税金、特定の者に関するものは手数料という振り分け、これについては基本認識は同じだと思うんですけれども、この点はいかがでしょうか。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） やはり全体に係る部分につきましてはある程度考えていく必要があると思っておりますけれども、先ほど申しましたように、お互いに一人一人の使用量が異なってくる、あるいはまた頻度が異なっている、そういう場合には、頻度の大きい人、あるいは使われる量とかによって、それは使用される方の頻度によって徴収していくのが適切ではないかなというふうに思います。

議長（森本修司君） 芝和也君。

11番議員（芝和也君） それは先ほど町長から御意見をいただいたとおりなんですけれども、まず、自治法で言う手数料規程、227条の条文の規定は、要するに地方公共団体が税金を徴収するけども、集めた税金で住民施策をいろいろやっていく。そのいろいろやっていく原資に税金を使うけども、それはみんなに、全体に使うのは税金でやるけども、わざわざ手数料規程を設けてあるのは、先ほど町長が言われたように、一部の者の求めに応じてやる事務、住民票ですとか、みんなが一斉に来るわけではなくて、必要なときにそれぞれの人に来るから、それに関して手数料規程が設けられてて、特定の者の利用に関しては手数料を取ってもええよと、こういうことになっているというふうに理解をしてるんですけれども、その基本認識は町長も同じですねというのが確認の問いであります。

議長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） いろいろ手数料と申しますか、料金を徴収する分もたくさんあると思います。例えば町の広報を配るにいたしましても、これはもう全体的な形でしますので、手数料とか配布料とか徴収をしてませんけども、そういう形で、地方自治法に定められている条項は、当初は、今おっしゃったように、印鑑証明とか、そういう各種証明が必要な方々に対して配布するときには、やはりある程度の手数料をもらわなければいけないだろうということで設定されたものだと思います。だから、全体に及ぶ部分については、やはり徴収をしないほうがいいのではないかなと思うんです。

だから、今申しましたように、ごみの手数料とか、あるいは水道の料金というのは、手数料と同じように考えてはいけないのではないかなというふうに思うんですけども、自治法上は手数料の一部として理解されているようですので、それぞれ市町村で条例を設けて料金を設定しておられますので、そういうことになってくるのかなという思いはいたしております。

議 長（森本修司君） 芝 和也君。

11番議員（芝 和也君） 先ほど町長も紹介されましたように、ごみ袋とか水道とか、判例がありますし、過去でもそういう裁判になってる問題でもありますから、それは今、いろんな形で模索・検討されておりますが、現時点での判例としては、先ほど町長が言われたとおりになってるというふうに私も思っています。ただ、基本的には手数料の規定は一部の特定の人々の事務については手数料規程が設けられていると、こういうことになって、自治法上は、水道料金にしてもごみ袋にしても、そういった手数料規程ということに乗っかってくるという、その辺の基本的な考え方はそうであるというお答えであったかとは思っています。

町長がおっしゃっていますように、水道にしても料金は従量制になってますから、例えば1立米から10立米までで利用している人よりも、同じ10立米を利用して10から20立米までいくと、さらに単価が引き上げになって、たくさん利用するほど、その利用に応じた単価計算になっていきます。ごみ袋でも、ひとり暮らしでごみが少なくて、ちょっとしか出さない人は、30リットルとか小さい袋で出せるけども、大世帯で1回に45リットル2つぐらいになるという人も、必要に応じた出し方だと。それはそういうふうに思いますけども、いずれにしても、手数料規程ということでは、自治法上はその規定に基づいて取ってるということでありました。

それでいいますと、必要に応じた公平という観点でいえば、水道料金ですが、いわゆる従量式ではありますけども、基本料金がまずは設定されています。これも1立米から10立米の利用の人は、水道料金の基本料金はうちの場合585円ですけども、プラス、例えば10立米利用した人は、10立米までの単価でいいますと1立米当たり137円の単価掛ける10立米、1,370円と基本料金の585円を足した金額が水道料金と、こういうふうになってまして、これは従量制でどんどん水道料金が上がっていきますけれども、基本料金のほうは同じということで進められていますので、水道料金に占める基本料金の割合は、量が少ない人ほど大きいという図式に、これは同額設定ということになりますので、どうしてもそういう形

になります。そういう点でいうと、ごみ袋も公平の観点で出していくわけですから、同じように水道料金にしてみても、その辺の調整弁を新たに設けても、そういう考え方としては相反するものではないのではないかと、こう考えるわけでありませけれども、その辺、町長としてはどうお考えになりますか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 特に水道の場合は、相当施設を整備していかなければなりませんので、基本的に個人にかかってくる費用がどれぐらいになるかということ計算しながら、それに基づいて徴収をしてもらっているわけでございますので、その辺が、今、芝議員がおっしゃったように、特に核家族化が大変進んでまいりまして、各戸の消費される水の量が減ってまいりますと、さらに大きな負担になってまいります。したがって、そういう部分については全体として、いわゆる基本料金の部分についてどうあるべきかということを検討することも大切だと思いますし、それをさらに、今おっしゃったように、ようけ使われる方への累進の額を見定めていくことも適切かなというふうに思いますので、その辺については、原価を十分に精算いたしまして、それらの中からどういうふうな考え方が一番いいかということ これからも検討し、また研究をしていかなければいけないというふうに思っております。

議 長（森本修司君） 芝 和也君。

11番議員（芝 和也君） そういう累進の見方、負担に応じた見方というのは検討の余地ありということやったかと思えます。いずれにしても、ごみ袋の制度でいって、21年の10月からのスタートになってきてますから、それまでは税金でやっていた形になります。それでいきますと、全部税金で処理してきたものを、必要に応じた形で応分の幾分か負担をいただいて、それが、処理費用の中には税金で処理したものに加えて袋代が負担分として入ってきてるわけですから、税金での処理ということであれば、その分が少なくなってきたというのが財政上の流れにはなっていると思います。ごみは、要は減量をどうするかということで、ごみの処理費用がかさむか縮むかというのは決まってくると思うんですけども、いずれにしても、町としてみますと、皆さんに応分のそういった負担をいただいて、分別の負担もしていただいて、そして手数料の一定の負担もしていただいて、税金の処理費用がそれだけ助かってるということは、皆さんの努力の結果でありますから、その努力に対しては、やっぱり何がしかの形で、手数料云々をどうするということではありませんけれども、返していくということは、自治体の考え方、住民目線に立って皆さんに依拠して物事を進めていくという考え方としては、当然あってしかるべきではないかというふうに思います。

資源回収団体が町内でもいろいろ御努力いただいて、担当課からもそれを広げていくようお願いにも上がってるということでもありますけれども、そういった活動の皆さんに対しても、いわゆる財政処理上は税金の負担分が減ってるわけですから、その減ってる分は、そういう活動の支援に対して回していくとか、そういう方向で改めていくとか、あるいは、先ほど累進の観点で言われてましたので、

住民税非課税のひとり暮らしの高齢者の世帯ですとか、あるいは子育て最中の若年層で給料がまだそんなに高くない世代の子育て支援のために使うとかいうふうな方向性が考えられていくと思います。こういう見方を自治体として進めていただきますように求めて、その辺の見解で町長の御答弁をいただきたいと思います。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） ごみの分別にいたしましても、ごみの収集にいたしましても、それぞれの自治会の方々に大変なお世話をかけておりまして、また、婦人会を初め老人会の方々とか、いろんな方々にそうしたお手伝いをしていただいて実施しておりますので、そういう方々に対する今おっしゃったような、還元とまではまいりませんが、そういったことについても、やはり全体的な形で考えていくことも大切だと思っております。これからもそういう視点に立って見ていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（森本修司君） 芝 和也君。

11番議員（芝 和也君） もう時間がまいりました。いずれにしても前向きに諸施策を検討していただいて、住民の皆さんの意に沿い、願いにこたえていくという、皆さんに依拠した川西町政として大いに発展してまいりますように、これからも私も頑張ってまいりますし、ぜひその点で進めていただきますようお願いを申し上げます。

議 長（森本修司君） 続きまして、2番議員 堀格君。

2番議員（堀 格君） 堀でございます。よろしくお願いいたします。4点ばかり簡潔にお尋ねをしたいと思っております。

まず1点目、結崎駅周辺の整備についてでございます。

最近の当川西町の動向を見ますと、人口は残念ながらまだ減少傾向にありますが、世帯数は着実に増えているという状況にあります。したがって、いずれ減少傾向にも歯どめがかかるものと期待されます。私どもといたしましてなすべき基本は、外から見て住んでみたくなるまち、住んでみてよかったまち、これをつくっていくことではないかと思っております。本年4月に、町長初め当局のお計らいで、まちづくり推進課をつくっていただきました。早い対応に感謝申し上げます次第であります。

御存じのとおり、西名阪自動車道の和名まほろばスマートインターが近く一部供用が始まるほか、浄化センター公園でのプール建設も始まります。このように川西町の周辺が大きく前進してまいります。この時期に当川西町の玄関口であります近鉄結崎駅周辺の整備を図るべく、まず本年度予算に調査費を計上し、このたび、国際航業株式会社にその整備構想の策定を依頼されたのは、まことに時宜を得たことと受けとめております。

さて、川西町の皆さんがこの国際航業という会社を必ずしも存じ上げているわけでもないでしょうから、この会社の概要と、この会社を委託先に選んだ経緯につきまして御説明いただきたいと思っております。あわせまして、おおよその今後の進

め方につきまして、お考えを伺いたいと思います。

2点目に、唐院小学校の跡地の関係であります。唐院小学校の跡地につきましては、産業用に活用するという事で、売却先の企業をいろいろ当たっておられるようですが、現時点での進捗状況につきまして御説明いただきたいと思います。また、現下の景気動向では余り高望みはできませんけれども、企業の誘致に当たりまして、こんな企業に来てほしいという一応の選定希望をお考えであれば、お話しいただきたいと思います。

3点目でございますが、成和保育園のその後の対応についてであります。

昨年度、成和保育園に対し、いわゆるゼロ歳児の保育受け入れのため、町として補助金を計上いたしました。その結果、成和保育園におきましては、保育室の増室工事も終わり、受け入れ態勢は整備されたと伺っております。そこで、その後の状況としまして、保育士の体制、ゼロ歳児の受け入れ状況、保育希望児童の待機状況につきまして説明していただきたいと思います。また、特別支援児の受け入れにつきましても、その対応につきまして御説明をお願いしたいと思います。

最後に、学童保育についてであります。

仕事を持つお母さん方が増加するに伴いまして、学童保育の希望も強くなっております。まず、現状といたしまして、1年生から3年生の受け入れ状況、それから高学年の受け入れ状況について説明をお願いいたします。

それから、小学校の改築に合わせまして学童保育所が新たに建設されます。学校と保育所のいわゆる監督官庁の違いという壁を乗り越えまして、当川西町では同じ敷地内に建設されますことにつきまして、単に便利というだけでなく、事故防止の観点からも大変望ましいことでもあります。まず感謝申し上げたいと思います。

そこで、この改築に合わせまして、現状の50名という定員に対し増加できると伺っておりますが、そのあたりの状況につきまして御説明いただきたいと思えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） まず、結崎駅周辺の整備についてでございます。

近鉄結崎駅周辺の整備構想策定業務委託の入札を5月10日に行いまして、国際航業に決定をいたしました。落札いたしました国際航業の概要を申し上げますと、本社は東京都千代田区にございまして、1947年、昭和22年に設立されております。資本金は167億2,900万円ということでございます。従業員は、平成23年5月末現在で1,163名でございます。事業内容といたしましては、空間情報コンサルティング、再生可能エネルギー関連事業、それから、マーケティング及び位置情報サービスなどがございます。

続きまして、選んだ経緯についてでございますけれども、委託発注方法としましては、指名競争入札方式で選定をいたしました。本事業業務委託は、緊急雇用補助金を使つての補助事業でございます。そこで、緊急雇用事業の実績、当町と

しての業務実績、個人情報保護の取り扱いの観点から、アジア航測株式会社、株式会社パスコ、株式会社オオバ、株式会社かんこう、そして国際航業株式会社の5社の指名をいたし、入札を行った結果、最低価格の国際航業株式会社に決定したのが経過でございます。

川西町での今までの実績といたしましては、航空写真、それから地番図、家屋図、道路台帳などの作成を依頼しておりまして、本事業を進めていく中では信頼のおける業者であると思っております。

続いて、結崎駅周辺の整備の今後の進め方についてでございますけれども、現在、策定に当たって、国際航業株式会社から立案されました業務計画書及び工程表に基づきまして、協議を行いながら計画準備を進めております。今後においては、6月から7月にかけては駅周辺の現況調査をいたしまして、土地建物利用及び道路、公園等の整備状況、法規制の規定状況、駐車や駐輪の状況、公共交通の運行状況などを把握するため、各種文献や統計データを整備して、必要に応じて現地調査を実施いたします。その後、駅周辺の土地権利者の調査を行う予定をいたしております。なお、調査員につきましては、不審者と間違われることのないように、腕章及び身分証明書を携帯するようにはいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。そして、8月、9月にかけては、駅周辺整備の課題や方向性を検討するに当たり、問題、課題などを把握するため、川西町全世帯の方を対象にアンケート調査を実施する予定をいたしております。10月以降は、回答していただいたアンケートの整理を行った後、駅周辺の整備課題をまとめ、車両及び歩行者動線計画、また駅前広場、駐車場、駐輪場の概略検討を行い、概算工事費の検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

それから、唐院小学校跡地のことでございますけれども、企業誘致の進捗の状況でございます。

現在、旧唐院小学校跡地につきましては、既に幾つかの企業に関心を持っていただいております、具体的な検討をしていただいているところでございます。今後の流れといたしましては、公有財産ということでございますので、公平性、透明性の観点から、公募売却の形式をとる予定をいたしております。公募時期でございますけれども、今回の補正で旧唐院小学校跡地の地積測量、境界明示、里道、水路の分筆などの業務を行い、正確な面積が確定した後に公募いたしますので、9月ごろになるのではないかなというふうに思っております。公募条件につきましては、現在詳細を詰めているところでございますが、入札金額だけでなく、企業の信用度や財務状況、それから法人住民税などの税収の効果、企業の発展性あるいは地域雇用につながる、そして地元が悪い影響を及ぼさないなど、総合的に勘案した総合評価方式により業者選定を行っていききたいというふうに考えております。

また、引き続きPR活動といたしまして、去る5月30日から6月1日の3日間、インテックス大阪で中小企業総合展に県と合同で川西町を紹介するブースを設け、出展企業や来場企業に対し、町の取り組みについてPR活動を行っております。さらに、平成23年度にアンケート調査を実施した4,000社において、

回答がありました400社の企業に対し再調査といたしまして、企業立地ガイド及びアンケートを同封し、その後の状況調査を行いたいと思っております。また、年度末、関心を示されました企業5社を訪問し、その結果、前向きに検討されていた企業3社に対して再訪問する予定をいたしております。

続いて、企業選定の希望についての御質問でございますけれども、これにつきましては、余り高望みはできませんけれども、地元が悪い影響を及ぼさない企業であることがまず大前提だと思っております。その上で、地元の雇用創出が期待でき、企業用地取得後も設備投資を積極的に行うなど、企業の発展と税収が期待できる企業を希望したいと考えております。ただ、これにつきましては、相手と申しますか、対象になる企業があることでございますので、柔軟に対応させていただきたいと、こういうふうに思っております。

続きまして、成和保育園のその後の対応でございます。

昨年度、成和保育園に対し町の補助金を助成し、保育需要の高まりに合わせて乳児の受け入れを可能にするため、保育室を整備し、若干の定員増を実施するため、そしてまた、施設設備の更新を行い、空調や床暖房、トイレの洋式化などが行われました。まずは収容人員の状況でございますけれども、増築により、ゼロ歳児保育を開始し、定員を120名から130名に増員しております。町内からの入所者につきましては102名でございます。町外からの受託者は14名でございます。保育士の体制といたしまして、主任保育士1名を含め、保育士13名体制で運営されております。そのほか、育児休業中の保育士2名が在籍しているという状況でございます。なお、保育士につきましては、今後の運営体制強化のため、現在も募集中であるということでございます。

成和保育園としての園児の受け入れの状況でございますけれども、ゼロ歳児につきましては4名の申し込みがございまして、今3名が入所されております。そして、生後6カ月の月齢に達していない1名につきましては、月齢に達し次第入所される予定となっております。そして、1歳児は12名が入所、2歳児は18名、3歳児は20名、4歳児では37名、そして5歳児では26名ということで、116名が今入所されておるということでございます。町内児童につきましては、月齢に達していないゼロ歳児の1名の児童を除きますと、待機児童は今のところはございません。

特別支援の受け入れでございますけれども、昨年まで天理市の保育園に入所しておりました児童について、本年度より成和保育園側に受け入れを協議したところ、保育士の増員配置ができるならば受け入れ可能という返事をいただいておりますので、4月より受け入れをしてもらっております。

それから、学童保育のことでございますけれども、本年度、川西小学校の建てかえにより、現状の余裕教室で運営している学童保育の運営が不可能となってまいりますので、川西小学校の敷地内の北西部のほうに施設を新設いたします。学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している1年生から3年生の児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健

全な育成を図るために設置しておるものでございます。ただし、児童の健全育成上、入所が必要であると認める家庭の児童については受け入れることもあります。現在、定員は50名で、定員を超えた場合については、低学年の児童から優先入所となっております。なお、定員に満たない場合は、高学年児童についても、上記の要件を備えた児童についても受け入れをいたしております。

受け入れ状況でございますけれども、現在の定員50名に対しまして、1年生が19名、2年生が17名、3年生が9名で、1年生から3年生までの低学年児童は45名の受け入れをいたしております。そして、4年生4名、5年生1名も受け入れておりました、現在50名の児童の受け入れをいたしておりますところでございます。この中には障害児も1名受け入れておりました、現在のところ、1年生から3年生までの待機児童はおられません。

学童保育所の建てかえでございますけれども、鉄骨プレハブづくりの2階建てで、延べ床面積215平方メートルでございます。定員につきましては、現在の50名から20名増で70名として、平成24年の10月の竣工を予定いたしております。竣工後、学童保育所を移転し、新設の学童保育所での運営を予定いたしておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

議 長（森本修司君） 堀 格君。

2 番 議 員（堀 格君） ありがとうございます。まず、1点目の結崎駅周辺の整備の関係につきましては、今お話にありましたように専門の会社に委託されておりますので、問題はないと思いますが、整備の視点としまして2つの側面があると思っております。1つは、危険とか不便な点を改善することです。よく言われておりますのは、南側の踏切が狭くて、いずれ事故が起きるのではないかと、北側の踏切は、大型車が通ると片側通行になるとか、駅の改札口のあるところが狭いので、送り迎えの車が混雑する、改札口を北側に持っていったらどうかとか、スーパードックやま側に改札口があれば、一々踏切を渡らなくて済む、こういったたぐいのものであります。もう1つの視点は、デザイン的なものであります。川西町の玄関口として視覚的なスマートさも重要であります。特にこの点は、今後関係者、地権者が協議を進めていく上で、立派なデザインがあるということが重要であります。夢のある、魅力的な、なるほどというグランドデザインを期待するものでありまして、素人でなく、プロとしての国際航業に力を発揮していただくよう、せっかくまちづくり推進課という部署ができましたので、しっかりやっていただくようお願いしたいと思います。

それから、2点目の唐院小学校の跡地についてであります。現在の我が国の難しい経済情勢の中で、とにかく公募売却ができそうのところまでこぎつけたということにつきまして、その間の精力的な活動に感謝申し上げます。もちろん高望みはできませんが、公募の時期に向け、できる限り幅広く、きめ細かく精力的に活動していただいて、可能な限り川西町の住民に愛される企業に来ていただけるよう尽力していただくようお願いいたします。

それから、成和保育園についてであります。川西町では、ゼロ歳児保育、特

別支援児保育を含めまして絶対に待機児童を発生させないという方針で、今後ともお願いしたいと思います。

それから、保育所につきましても、御当局もよく御存じのとおり、受け入れ定員の問題とともに保育の質の問題もあります。お母さん方が安心して預けられるよう、日常のきめ細かな指導をお願いします。委託しているからということで遠慮することなく、しっかり管理監督をお願いしたいと思います。

また、幼稚園と保育所の一体運営、いわゆる総合こども園につきましても、今後の立法動向も見ながら、研究は進めておいていただきたいと思います。

それから、学童保育についてであります。学童保育の新設に合わせ定員をふやしていただけるということは、まことに結構なことでもあります。

以上であります。よろしくをお願いします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 結崎駅周辺につきましても、これから調査をいたしまして進めていくわけでございますので、できるだけ多くの方々の意見を聞かせていただきながら、今問題と申しますか、課題になっております踏切の整備も含めて近鉄とも話を詰めていかなければなりませんので、これからもそうした力を十分に、粘り強く続けていくことが大切だと思っておりますので、皆さん方の意見を聞かせていただきながら、これからも進めてまいりたいと思っております。

それから、唐院小学校跡地につきましても、今申しましたような点で見たいと思いますけれども、これも非常に厳しい経済状況ですので、慎重に、いい企業が来られるように、これもまた皆さん方にも意見を聞かせていただきながら進めてまいりたい、このように思います。

それから、成和保育園につきましても、待機児童は今のところございませんけれども、待機児童ができるだけないようにこれからも努力し、そしてまた、今おっしゃったように、保育の内容を、やはり安心して預けていただける内容になるように、それはまた県とも合わせながら指導と申しますか、協議を続けていきたい、こういうふうにも思っております。

それから、学童保育につきましても、今申しましたように、今年の10月ごろにできるという予定でございますので、それらにつきましてもそうした方々にできるだけ活用していただけるようにしていきたい、こういうふうにも思っておりますので、よろしく御理解いただき、また御協力いただきますようお願いを申し上げます。

議 長（森本修司君） 堀 格君。

2 番議員（堀 格君） 引き続きよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長（森本修司君） 続きまして、3 番議員 伊藤彰夫君。

3 番議員（伊藤彰夫君） それでは、議長の許可を得ましたので、町長に質問いたします。さきに通告してありますように、コミュニティバスの導入について、防災訓練の実施について、農政についての3項目に関して質問いたします。

まず、コミュニティバスの導入についてであります。

本町が昨年実施しました第2次総合計画の後期計画策定に係るアンケート調査の中に、川西町内の公共交通のあり方について調査がありました。その調査結果報告書によりますと、コミュニティバスやデマンドタクシーを望む声が全体で約52%ありました。特に結崎駅から離れた地区、保田、唐院、梅戸、吐田などから望む声が多いようです。また、希望する人のうち、「公共交通があれば利用する」と答えた人は63%で、60歳代では73%、70歳以上では84%もおられました。個人負担についても、100円から200円程度は負担してもよいという人がかなりの割合でおられました。この背景には、高齢社会の進展が大きな要因になっていると考えられます。近年の高齢者の交通事故の増加から、70歳以上の運転免許の更新時に特別講習などの条件が加えられたこと、さらに、高齢者の運転免許証の自主返納が推進されていることなどから、車に乗れなくなっている人が増加しつつあります。これらを裏づけるように、私のところにも結崎駅から遠い地域の方々から、コミュニティバスを走らせてほしいといった要望が数多く寄せられています。おくやまへの買い物、結崎駅、役場や福祉施設、文化会館、医療機関へのアクセスなど、日常生活において公的な移動手段を必要とされています。特に高齢の方は、車や自転車に乗れなくなると外出の機会が少なくなります。そうすると、人と会って話をする機会が減り、家に閉じこもってしまうことへの不安感や危機感を持っておられます。健康維持のためにもコミュニティバスが必要だと言っておられます。

隣の安堵町では、今年4月からコミュニティバスが運行され、斑鳩町、平群町、三郷町のほか周辺の各市においてもコミュニティバスや乗合タクシーが既に運行されています。本町でも高齢者の公的移動手段の確保に加え、健康づくり、コミュニケーションづくり、生きがいくりのためにも、早期にコミュニティバスの導入が必要ではないでしょうか。本町のこれからの公共交通について町長にお尋ねいたします。

次に、防災訓練の実施についてであります。

最近の新聞やテレビによりますと、内閣府の検討会において地震想定規模が見直されており、東海、東南海、南海地震では、東日本大震災と同じくらいのマグニチュード9クラスの巨大地震となる可能性があると言われています。さらに、奈良県周辺の活断層による内陸型地震の発生確率は、奈良盆地の東縁断層帯が0%から5%、吉野川・紀ノ川沿いの中央構造線断層帯が0.06%から最大14%と言われています。ちなみに、阪神大震災の発生確率は0.4%から8%でしたから、奈良県も今後大地震が発生する可能性が十分に考えられます。

突然起こる大地震から身を守るにはどうすればよいか。それには事前の準備と普段の訓練が欠かせません。昨年度は本町では大きな防災訓練が実施されませんでした。本年度は実施できるのでしょうか。町内に自主防災組織が立ち上がっており、役場だけでなく、各自主防災組織と連携した防災訓練の実施も必要ではないでしょうか。町長にお尋ねいたします。

最後に、本町の農政についてであります。

6月に入って田んぼに水が入り、田植えが一斉に始まりました。植えられた苗は、夏に青々と育ち、秋には黄金色に染まります。私は、30年前に大阪から川西町に引っ越してきて、本町の美しい田園風景に出会い、大きな安らぎを感じました。このすばらしい環境がいつまでも続いてほしいと願っています。私は農業の経験はありませんが、水田を維持されている方々の御苦勞には頭の下がる思いがいたします。しかし、農業にもさまざまな問題点が顕在化しており、我が国の農業白書によりますと、農業従事者の高齢化や後継者不足、農地転用や耕作放棄地の増加など、多くの課題があります。また一方で、複数の農家の共同体による集落営農といった新たな取り組みが広がりつつあります。

本町でも第2次総合計画で地域農業の振興がうたわれていますが、高齢化や後継者の減少などの課題があると聞いております。また、農地の住宅地への転用も増えてきており、田園風景は今後どう変わっていくのでしょうか。農業を支援し、農地を適正に維持していくことができるのでしょうか。これからの本町の農政について町長にお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） まず、コミュニティバスの件でございますけれども、高齢者の方々が増えてこられて、高齢者だけの家族ということになってまいりますと、バスに期待されている方が大変増えてきているんじゃないかなと思います。川西町でも唐院のふれあいセンターができましたときに、ふれあいセンターへ多くの方々が行って、そして憩いを持ってもらえるようにということで、奈良交通バスと契約をいたしまして、町内の巡回バスを走らせたことがございます。そして、川西診療所、ふれあいセンター、各自治会を回りながら、そうしたところでとまって巡回をしたわけでございますけれども、使っていただいた方がほとんどございませんでして、やはりバスは時間に合うかどうかということ、それから、頻度が少ないですと、乗っても帰りがまた不便だということがございまして、ほとんど利用されなかった経験がございます。そうした経験があるものですから、川西町で果たしてどれだけの方が利用していただけるかなという思いを持っております。いつも言わせていただいているんですけども、川西町は行政面積が非常に小そうございまして、その中で大きな坂もございませんので、ある程度自転車に乗られる方は、もうそれで行くほうが早い、バスを待ってる時間が15分から20分もあれば、大体町内の目的地に着けるといようなことを聞かせていただきまして、ちょっと無理かなということなんですけれども、そういうことを希望しておられる方が非常にたくさんございまして、そしてまた近隣の町村でも、そうした声にこたえながらバスをそれぞれ運行しておられます。しかし、バス代と申しますか、事業費は相当大的な額を予算化されておりました、これを川西町でさせていただいて、どれだけの皆さんの利益になるのか、便利になるのかなという思いがございます。

そうしたところからも躊躇しておるんですけども、今庁内で、そうしたこと

についてどうしたらいいかということで検討しております。バスという部分がございます、今実施しておりますのは、各自治会の老人の支部の方がふれあいセンターへカラオケ大会とかで日を決めて行かれるわけですけれども、川西町の教育委員会がこれらについても送り迎えをしますよということで言ってるんですけども、活用される老人会の支部は本当に少ないようでございます。言われて乗られる方はせいぜい2人か3人までだということで、多いときで5人ぐらいかなということで、今、そうして電話で予約されましたら、川西町の教育委員会の車で職員が送り迎えをしてるわけでございます。そういう実態ですので、果たして実際に乗っていただけるのかなという思いを持っております。

しかし、そういうことばかり思っていたのではいけませんので、町の公用車を使って職員が運転をしながら、時間を決めて、バスの形で2つぐらいのルートと時間割を決めながら試験的に運行をやってみようかということで、今庁内で検討してもらっています。これがある程度煮詰まりましたら、9月の予算にも出しながら、また、皆さんにPRして活用していただく、そして、その状況を見ながら、これからそうしたバスの運行につなげていきたいなど、こういうふうに思っておりますので、その辺、そういうふうに御理解をいただきたいと思っております。

それから、防災訓練のことでございますけれども、去年は自然災害の大変多い年でございます、東日本大震災を初めとして、奈良県での災害等がございました。政府の地震調査研究推進本部の発表によりますと、和歌山県北部から五條、御所を通過して香芝に至る中央構造線断層帯の30年以内に発生する確率が14%と、国内で2番目に高い確率であると公表されました。また、本年4月には、南海トラフにおいてマグニチュード9クラスの地震の可能性があるとして発表されました。これによると、本町の震度予測は6強となりました。本町におきましても、さらなる防災対策の強化を図るため、昨年において自主防災組織の設立に力を注いでまいりました。住民の皆さん方の御協力によって、14の自治会で自主防災会を組織していただきました。しかし、自主防災会が今後どのような活動を継続していくかが重要でございます。

そこで、本年度は、設立された自主防災会の中から5団体の方々に、災害の順序と申しますか、図上での順序を皆さんに理解していただくということで予定をいたしております。昨年同様、職員の防災訓練についても継続して実施しながら、町で設定いたします災害対策本部とそれぞれの自主防災が連携をしていくということ、そして自主防災同士と申しますか、それぞれの自主防災が互いに同じ認識のもとで活動していただくという基本的な動きが大切だと思うわけですので、まずそれから皆さんに周知をしていきたいなど、こういうふうに思っております。

それから、農政でございますけれども、本町の現状を見ますと、町全体では約37%、約220ヘクタールが耕地面積でございます、稲作を主体として、ホウレンソウやトマト、ナス、ネギなどの野菜の生産が行われているところでございます。農家戸数は350戸ということになっておりますけれども、1戸当たりの水田

面積が39アール、約4反弱の平均ということでございます。ほとんどが兼業農家でございます。息子さん勤めておられて、お父さんが百姓をしておられるという形態が非常に多いございまして、そうした中でお父さんが次第に高齢化していかれる。そうしたところからも、息子さんも農業の経験がないと、なかなか農業には携わっていただけないという状況がございまして。これからは、そうしたことから、農作業の受託の受け皿、そしてまた担い手の育成、そして、定年退職された方々が農業に返っていただく、そうしたことも一部に見られるわけでございますので、そうした方々をさらに支援をしていくと申しますか、促進していくように働きかけていきたいなど、こういうふうに思っておりますし、また、国が設けております戸別所得補償や新規就農者支援、耕作放棄地対策など、国の各種施策や県の補助事業などを活用して、米の計画的生産、野菜の転作など、そうしたものを組み合わせながら収益性の高い農業振興を基本として農地の有効利用を図っていきたいと思っております。

川西町では、農地整備と申しますか、農道の部分あるいは農業の道路、そして排水がほとんど整備されておりますので、農業をされるにつきましましては比較的しやすい状況にございまして、あとは農業をしていただく方をどういうふうに増やしていくか、あるいはまた従事していくかということでございまして、今も農協のほうでそうした農業をできないという方々の農地を預かりながら、それらの方々に委託することをやっていたいておりますけれども、それらをあわせながら、できるだけ農業というものを、田園を守っていくようにしていきたいと思っております。農地と申しますのは、食の供給だけではなく、大雨が降りましたときには水害防止のための遊水池にもなりますし、そして、今申し上げましたように緑豊かな景観にも大きくかかわってくることでございまして、そうしたこともあわせながら、農業をしておられる方々がやりがいを持ってしていただく、そういうことを体制として、JAも含めて、今農業をしておられる方々の意見も聞かせていただきながら広めていきたいなど、こういうふうに思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

議長（森本修司君） 伊藤彰夫君。

3番議員（伊藤彰夫君） まず、コミュニティバスの導入についてであります。今年度において試験運行されるということであり、公共交通の導入について前向きに取り組んでおられるということがよくわかりました。町民の皆様は切に望んでおられるということを念頭に置いて、今後は正式の導入時期や方法についても議論していきたいと思っております。

防災訓練の実施につきましては、今年度は自主防災組織も含めた訓練の実施が予定されているとのこと。成果を大いに期待しております。また、町民に対する防災意識の向上については、日常的に啓発を行うことが大切だと考えております。昨年度は、広報「川西」に、「やっておこう！防災対策！」と題して6回シリーズで掲載しておられました。大変わかりやすい内容で、よい啓発になったと思います。今後も途切れることなく啓発活動を継続していただくことが必要ではない

かと思えます。

農政につきましてですが、高齢化が進む中、やはり後継者の育成が最も難しい問題だと思っております。また、耕作放棄地対策や結崎ネブカの促進など、支援を期待しております。

農地の宅地化は、町の人口の増加が期待できる反面、農地の保水・遊水効果が低下して、治水上の問題が心配されます。それらのバランスを十分に検討していただいて、農地を適正に管理して、すばらしい田園風景が維持されることを期待しております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） バスにつきましても、今申しましたように、皆さん方の思いを十分に反映できるように考えていきたい、こういうふうに思っております。

そしてまた、防災につきましても、やはりPRが大切だと思いますので、それぞれの自主防災を自治会でつくっていただいておりますけれども、それらに住民の皆さんが関心を持って、そちらのほうへ協力と申しますか、向いてもらわないと、実際の自主防災の活動が非常にいきにくいという部分がございますので、PRにつきましてもそうした形でこれからも努めてまいりたい、このように思っております。よろしく願いいたします。

議長（森本修司君） 続きまして、1番議員 勝島健君。

1番議員（勝島 健君） 議長のお許しをいただきましたので、きょうは1つだけ簡単に、川西町の社会教育の方針についてお尋ねしたいと思います。

町長は日ごろより、人にやさしいまちづくりを標榜しておられますけれども、人にやさしいまちづくりに必要な社会教育とは何であるとお考えでしょうか。川西町が進める社会教育として、日ごろから目につくのは人権教育の推進であります。人権を守ることは確かに大切です。しかし、人権を守ろうというだけで、果たしてそこにやさしい社会が本当に実現できるでしょうか。私個人としては、これから目指すべきやさしい社会に必要なのは、道徳教育ではないかと思えます。町長及び教育長の考え方をひとつお聞かせいただきますよう、お願い申し上げます。

議長（森本修司君） 教育長。

教育長（森杉衛一君） 社会教育の方針について、人にやさしいまちづくりについて、勝島議員から、やさしい社会に必要なのは道徳教育だと思うが、教育長はどう思うかとの御質疑でございます。

確かに最近、規範意識の低下が懸念されているところでございます。道徳教育については、人権教育の面からも非常に大事な教育であると考えております。そこで、まず人権教育についてであります。憲法に定められた基本的人権を確立を図るべく取り組まれる、学習者の人権尊重のための知識、技術及び態度を養うことを目的とした、あらゆる教育活動の総称であるとされております。このことから、家庭、学校、地域社会において取り組まれている、命を大切に作る心や他

人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身につけるための道徳教育、並びに社会教育法において、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動であるとされている社会教育は、これらが相互に連携しながら人権教育を担うものであると認識しております。

加えて申し上げれば、道徳教育とは、人格形成の基盤となる教育であって、人権教育とは、よりよい人間性を目指す教育であると認識しております。

以上でございます。

議長（森本修司君） 勝島 健君。

1 番議員（勝島 健君） ありがとうございます。社会教育費のことなんですけども、町予算として本年度も1億6,600万円余りが費やされておまして、小学校建築費を除きますと、小中学校費や保健体育費よりも多く、教育費の中でかなり多くの部分を占めておるわけなんですけども、当然ながら、それなりの効果というものを期待されているわけなんですけども、具体的にはどのような効果が上がればよいとお考えでしょうか。ちょっと難しいですけど。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 先ほど申し上げたように、私は、まちづくりの中で、ぬくもりのあると申しますか、やさしいまちづくりということを目指してまいりました。これは、社会教育だけではなしに町の行政の中でそうしたことを進めていくことが大切だというふうに思っております。主としてやはり社会教育に偏重していくわけですけれども、人と人とお互いにつながりを持っていただいて、そして、豊かな人間関係の中で人と人とのつながりを広めていただく、このことが大切だなというふうに思っております。

その中の一つといたしましてスポーツがございまして、スポーツを通してお互いに人と人とのつながりを広めていただき、深めていただくことが大切だと思っております。川西町では今、体育協会や、あるいは川スポの皆さん方の努力によりまして、今年の4月から指定管理者として体育部門の管理をしていただいております。川スポには800名ほどの方が会員として入っていただいて、小さい子どもさんからお年寄りまで、それぞれのクラブでともに活動していただいております。私は、そういうスポーツの活動を通してお互いの人間関係を豊かにしていただいて、そして広めていただく、これがやさしいまちにつながっていくんじゃないかなというふうに思っております。

そして、次は文化活動でございまして、文化会館を中心としてそれぞれの文化活動がございまして、それも多くの皆さんが参加をしていただいて、そして、日ごろ文化活動をお互いにしていただいております。そのほかにも面塚でさくらまつりをしていただいたり、あるいはまた商工会が夏フェスタというのをつくっていただいております。これらも多くの皆さんに協力していただいて、そこいらんなことをしながら、婦人会や老人会、あるいはスポーツ関係の方も店を出していただいて、つながりを深めていただく。そこでお互いに知り合いながら人間関係を豊かにしていただく、こういうことが私は大切だと思っております。

学校のことでございますけれども、小学校が統合いたしましたしてからは、それぞれの児童が安心して通学できるようにということで、見守り隊をつくっていただいて、お世話していただいております。今、約300名ほどの方が見守り隊に入っていて、お世話していただいておりますけれども、一つの自治会から次の自治会へ子どもを送っていただいて、そしてまたタッチして次の自治会が学校までついていただく、見守っていただく。そうした中で、やはり見守り隊の方々の方々のつながりもまたできてくるわけでございます。そうしたことで、子どもたちもそうした大人の方々に見守っていただきますと、子どもたちが皆さんと非常に親しく話をしたり、仲よしになったりすることが多いということ聞いております。中学校では、今、保護士会の皆さん方が婦人保護活動の皆さんとともに中学校の前で声かけ運動というのをされております。当初は、中学生も、声かけをしますとうつむいて学校へ登校したそうでございますけれども、最近はお互いに声をかけ合って、「おはようございます」とかいうことで広まってきたんだということ聞かせていただいております。

そういう形でお互いがつながりを持っていく、そうしたことがやさしいまちづくり、そしてまたぬくもりのあるまちづくりにつながっていくんだというふうに私は思っておりますが、こういったことを主導していただくのが、いろんな社会活動と申しますか、スポーツ活動、文化活動だと思います。それらを広げてまいりますと、それぞれの皆さんがそれぞれのルールと申しますか、そうしたことを守っていきこう、いわゆる規範意識の向上になっていきますし、そして、皆さんがお互いに尊重し合っていく、尊敬し合っていく、そういうことに結びついてまいりますから、これも人権教育の向上にもつながっていくのではないかなと思っております。直接そういうことの教育よりも、そうした雰囲気づくりを町が進めていく、このことが一番大切ではないかなというふうに思っておりますし、そうしたことで、今申しましたように、スポーツも文化も、そしてまたそれぞれのイベントにつきましても、いろいろ御尽力いただいております。この皆さん方のおかげでそうしたことが回ってまいりますので、これからもそうした方々に対して感謝しながら、さらに広まって、多くの住民の皆さんが参加していただける、そうしたまちづくりにつなげていきたいなど、こういうふうに思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（森本修司君） 勝島 健君。

1 番議員（勝島 健君） ありがとうございます。道徳というのは心の問題であるかもしれないけれども、お金や物では埋めることができない、町長が今おっしゃったとおり、人と人とのつながりによる心の豊かさというものがこれからの社会に必要なんじゃないかと私は思っております。

毎年たくさん予算を上げていただいておりますので、今必要な社会教育、町長がおっしゃったような文化活動、スポーツを初め、そういう活動にも十分補助を出していただきまして、今後も効果的な社会教育の推進をしていただきますように期待して、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

ざいます。

議 長（森本修司君） これをもちまして一般質問を終わります。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第 8、承認第 1 号、平成 23 年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第 29、同意案第 3 号、川西町固定資産評価員の選任についてまでの各議案につきましても、既に招集通知とともに配付しておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りいたします。

日程第 8、承認第 1 号、平成 23 年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第 15、承認第 8 号、平成 24 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてまでの 8 議案を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（上田直朗君） 今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明を申し上げます。

まず、今回専決して執行いたしました平成 23 年度一般会計、介護保健事業勘定特別会計、介護保健介護サービス事業勘定特別会計、公共下水道事業特別会計の補正予算につきましても御説明を申し上げます。

承認第 1 号、平成 23 年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

まず、全体の概要を御説明いたします。7 ページをお開き願います。

歳入面では、地方交付税 8,851 万 9,000 円の増があったこと、事業実績に伴います国庫 199 万円の減、県費 1,228 万 3,000 円の減及び町債 2,380 万円の減となりますが、歳出執行残等により歳入に余剰金が生じることから、繰入金 1 億 2,268 万 6,000 円減額いたしました。

8 ページをお開き願います。

一方、歳出面では、ほとんどの費目で事業の執行残に伴う減額補正を行いましたが、総務費におきましては、余剰金を基金に積み立てることとし、1,132 万 3,000 円の増となっております。

それでは、内容の説明をまいります。9 ページをお願いいたします。

歳入の部、款 9. 地方交付税ですけれども、地方交付税の増により、1,851 万 9,000 円の増となっております。

款 12. 使用料及び手数料ですが、町営住宅使用料の増加により、137 万 8,

000円の増となっております。

10ページでございます。款13.国庫支出金ですが、実績により補正を行うもので、国庫負担金と国庫補助金を合わせ、199万円の減となっております。

11ページをお開き願います。款14.県支出金ですが、県補助金において防災行政無線の調査点検における調査規模の縮小に伴う緊急雇用創出交付金の執行残により、県負担金と県補助金を合わせて1,243万7,000円の減となっております。

12ページをお願いします。款17.繰入金では、川西小学校建設に係る基本設計費の原資として学校施設整備基金の取り崩しを予定しておりましたが、当該設計費の支出が予定していた額より少額で済んだこと等により、1,068万6,000円の減、土地開発基金繰入金についても、他の歳入において増額があったことから、1億1,200万円減額し、合わせて1億2,268万6,000円の減となっております。

款20.町債では、結崎線の道路整備について、土木債を財源とした事業を計画しておりましたが、小学校の改築工事の関係から事業を見送ったことにより、地方特定道路整備事業債2,380万円を発行せず、減額いたしております。

次に、歳出の部ですが、13ページをお願いいたします。

款2.総務費では、防災行政無線の調査点検における調査規模縮小や庁舎の清掃委託、各種委託料、印刷製本費等において削減がございましたが、一方で、基金費として3,069万9,000円を増額計上しております。これは、普通交付税の一部及び各項目の執行残等により生じた余剰金を財政調整基金等に積み立てることとしたものでございます。

14ページをお願いいたします。款3.民生費では、各種委託料や給付費等の負担金の減、保育所への入所者数の減少に伴う委託料の減、学童保育に係る委託料の減等により、1,336万1,000円の減となっております。

款4.衛生費では、予防接種委託料やごみ処理委託料の減等により、948万5,000円の減となっております。

17ページをお開きください。款6.土木費でございます。道路改良工事の実施を見合わせたことによる減、公共下水道事業特別会計における補修工事等の入札の減による同会計への繰出金の減、住宅修理工事の減により、合わせて4,288万1,000円の減となっております。

18ページをお願いいたします。款8.教育費では、小学校改築事業設計業務の入札による減、小学校における支援員の賃金の減、文化会館における工事費の減等により、合わせて1,400万3,000円の減となっております。

以上により、一般会計の歳入歳出につきましては、7,105万4,000円の減額補正となり、この結果、平成23年度の一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ39億114万1,000円となっております。なお、平成23年度一般会計の予算関係としては、先ほどの報告第2号の繰越明許費繰越計算書のとおり、学校建設費について23年度分の事業費2,418万6,000円の全額を明許分と

して財源とともに繰り越しさせていただいております。

次に、承認第2号、平成23年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてであります。

これは、介護事業計画及び新老人・福祉計画策定業務委託の経費の一部を他の事業から支出したことによる減で、歳入歳出とも150万円の減となっております。

以上によりまして、平成23年度同特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ6億5,377万7,000円となっております。なお、平成23年度川西町介護保険事業勘定特別会計の予算関係としては、先ほどの報告第3号の繰越明許費繰越計算書のとおり、システム改修費について23年度分の事業費277万7,000円の全額を明許分として財源とともに繰り越しさせていただいております。

次に、承認第3号、平成23年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算についてであります。

これは、嘱託所員の給料等の人件費の減によるもので、歳入歳出とも131万7,000円の減となっております。

以上によりまして、平成23年度同特別会計予算総額は、歳入歳出それぞれ1億1,597万円となります。

次に、承認第4号、平成23年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。6ページをお願いいたします。

歳出についてでございますけれども、下水道整備事業費及び下水道維持管理費とともに補修工事等の入札による減、及び下水処理量の減少に伴う流域下水道負担金の減、また、長期債償還金利子の減、予備費の減により、840万円の減となっております。それに伴います歳入ですが、5ページをお願いいたします。一般会計からの繰入金700万円、下水道事業債の発行140万円をそれぞれ減額しております。

以上によりまして、平成23年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,497万7,000円となります。

続きまして、専決して今年度の特別会計の補正をさせていただいた内容について説明いたします。

順序が前後いたしますが、承認第8号、平成24年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてであります。4ページを御覧いただきます。

これは、23年度の歳入不足に対し、今年度の住宅新築資金等運用基金繰入金と回収管理組合からの返戻金を23年度歳入に充当するもので、同会計の歳入歳出をそれぞれ2,052万4,000円を増額しようとするものでございます。

以上によりまして、平成24年度の同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,522万4,000円となります。

以上が予算関係の説明でございます。

続きまして、専決いたしました条例について御説明申し上げます。

戻っていただきまして、まず承認第5号、川西町行政組織条例の一部を改正する

条例についてでございます。

これは、本年4月付で実施いたしました組織再編成に伴う改正及び分掌事務内容の見直しで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。3枚目「条例の概要」をお開き願います。右の欄の概要を御覧ください。内容といたしましては、総務部に都市計画、地域開発、観光事業等に関する事務を行う「まちづくり推進課」を設置いたしました。このほか、企画財政課と情報システム課の統合、産業振興課と建設課の統合、これらの設置・統合に伴う各課の事務分掌の整理等を行い、4月1日より施行させていただいております。

次に、承認第6号、川西町税条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。3枚目の「条例の概要」をお願いいたします。右の欄の概要でございます。内容といたしましては、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水浸透貯留施設及び公害防止用の下水道除外施設に関する固定資産税の軽減措置、住宅用地の負担調整に係る据え置き措置の廃止、東日本大震災に対応した特例措置に関する改正で、4月1日より施行させていただいております。

次に、承認第7号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

こちらは、地方税法施行令の一部改正に伴うものであります。3枚目の「条例の概要」をお願いいたします。東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び復興に向けた取り組みの推進を図るための特例を定めたもので、4月1日より施行させていただいております。

以上が専決処分の承認を求めるものでございます。よろしく御審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

議 長（森本修司君） 町長の説明が終わりましたので、ただいまより承認案についての審議に入ります。

質疑ありませんか。

芝 和也君。

11番議員（芝 和也君） それでは、ただいまの8議案のうち、6号の町税条例と8号の住宅新築資金貸付事業の特別会計についてお尋ねをいたします。

まず、町税条例ですけれども、地方税法の改定に伴い、主に固定資産税の負担調整分の軽減措置がなくなることに対する訂正ということではありますが、まず確認ですが、固定資産税の課税権限者、これは町長であると思うんですけども、事務当局からでも結構ですし、その確認をお願いします。

その上で、今般の改定による影響額ですけれども、それは全体で10万円程度の、住民からすればいわゆる負担増、町側からすると収入増ということのようでもありますので、全体としてはそう影響があるものではありませんが、このことで既に専決されて賦課されています。それぞれの人のもとに納付書も届いていますけれども、その変更周知、「これこれ、こういうふうになりました。今年から

こうなりましてん」という周知がないようであります。この点、町長としては、今までの制度に対して法改定に基づいて変更になりましたけれども、そのお知らせを示さず賦課してるということに対する問題認識をどうお持ちか、お尋ねをしたいと思っております。これが町税条例についてであります。

次に、8号の住宅新築資金についてであります。これは、町長の説明のとおり、23年の不足分を24年から繰り上げ充当したという毎年行われている処理であります。いずれにしても、この繰り返しをしてまいりますと、最終的には生じる不足分、これは税金で補てんするという形にならざるを得ないというのが、これまでのところの問題提起であります。そういった処理をしていく以上は、税金で処理というのは住民の皆さんの税金を使うということになりますから、皆さんの税金に対して、その使い方への納得と合意、これをきちんと得ておく必要があるというのがこれまでの議論でありますけれども、これに対する町長からの明確な答弁といえますか、このことに対する答弁はこれまでのところ聞かれません。いずれにしても、そういう焦げつきをつくらんように一生懸命頑張ると、これはずっと答えていただいておりますけれども、結局、最終的な処理に対しては、そうならざるを得ないと。これが非常にリスクが低いんやったら別ですけども、一定リスクがあるわけですから、そのことは今からきちんと納得と合意を得た上でお金を使っていくということにならんと、そう簡単にいく問題ではないのと違うかというのが問題提起であります。これに対する町長の認識、いわゆる自転車操業みたいにやっておりますけれども、最終的には終えんがあると、この認識をどうお持ちであるかということについてお尋ねをいたします。

以上です。

議長（森本修司君） 森田部長。

総務部長（森田政美君） まず、川西町税を一部を改正する条例についてですけども、課税の責任者というのは町長で間違いないということです。

それから、今回の住宅用地の負担調整に係る据え置き措置の廃止についてでございますが、制度的には、バブル期に土地の公示価格が一遍に上がったことに対する軽減措置が今までは80%ありましたけども、土地の下落とともにその措置が必要ではないということで廃止という方向になるんですけども、激変緩和の観点から、80を一たん90に、24年、25年は据え置きましょうということでございまして、土地が200平米未満の小規模の対象者人数が227名、286筆で、影響額が7万5,900円程度、一般と呼ばれる土地が200平米以上の対象者人数が97人、121筆で、影響額は3万334円、合計で10万6,262円の増額ということになっております。

議員のおっしゃるように、これはもう4月1日にさかのぼって賦課しているものでございますが、説明がないというようなことでもございますけども、町民の皆様に本来事細かくお知らせするのが本意とは思っておりますけども、本則とか大きな根本にかかわる分についてはもちろん説明しなければならないと思っておりますけども、据え置き措置とか附則に関する分まで納通とかに書くスペースも

ございませんし、そこまでの詳しい説明を書けば、かえって混乱することも考えられますので、納通には昨年の課税額と今年の課税額の対比が載っておりますので、それを見て、「あれ、今年は上がったんなあ。何でやろ」と、そういう部分について御質問等々がありましたら、税務課のほうで説明させてもらうというスタンスをとらせていただいております。

ちなみに、今回のような特例措置の廃止とかいう部分について近隣をちょっと調べさせていただいても、どこにも載せてないということです。税の算出は非常に難しく、文章で書いてもなかなか御理解いただけない部分もありますので、疑問がありましたら担当課のほうに聞いていただく、そういうスタンスで考えておりますので、御理解のほど、よろしく申し上げます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 税の話ですけれども、特に固定資産税の場合、評価額の課税標準額というのを決められるときには、国が示される公示価格の何％ということで決めて、その上がる率が大きいほど減少して分けていくという形で課税されてますので、そうした上がるときにいたしましても、下げるときにいたしましても、説明を書こうと思いますと、個々の人で違うわけです、額がいろいろ。結崎団地のように評価額によって大きく上がるところと、昔の旧集落のところでは評価額が大きく上がっていかない、大きな変動がない。そうしたやつを通知の中に書くということは、かえって混乱を招くんじゃないかということですし、そして、3年に一遍ずつ同じことが繰り返されますので、これはどこの町村もやってないんじゃないかなというふうに思います。そういうことで、税の制度全体をまず理解してもらうことが大切だと思いますので、ちょっとこれは説明の中に簡単に書くわけにいかないと思いますし、今までもどこの町村でもそれはやってないと思います。

それから、新築資金の話ですけれども、同じ話の繰り返しになりますけれども、これからも徴収については、うちは貸し付けの中で、特に土地のことについては抵当権なんかを設定しておりますので、そうしたことも最終的には十分活用しながら、収納をまず完全にしていくということがまず努めていくことであって、まだその先にどうしようとかいうことまでは考えておりませんので、まず収納について努力していきたいと、こういうふうに思っております。

議 長（森本修司君） 芝 和也君。

11番議員（芝 和也君） 税の制度、税制そのものの変更ではないということでありました。ただ、固定資産税は地方税の普通税ですし、今の確認のとおり、課税権限者は町長になります。今般、いわゆる専決で処理されて、もう4月から賦課が始まってまして、いずれにしても内容が変わって負担が増えるということでもありますから、個々に額が違うのは当然の話でありますけれども、仕組みが変わったことによって今年から変わってますよという意味の通知については、納付書に書くのか、税のお知らせに書くのか、何に書くのか、広報に入れるか否か、いずれにしてもそういう知らせはあつてしかるべきではないかというふうに私は感じている次第であります。

確かに根本の改定のお知らせするというところでしようけども、そもそもこうやって専決した議案であっても、議会の承認を経るという手続は、課税権限者が仕組み上からいうていけば、その人の思いでいつでも賦課して、一方的にやってええよという仕組みにはなっておらず、議会の議決を経ていかんとあかんというのが近代社会における確立されたルールでありますから、その基本的なルールの仕組みからしますと、やっぱり知らせがあってしかるべきではないかという問題ではないかというふうに思っています。

いずれにしても、事細かにどこまでどう書くのかという問題というよりは、賦課する側が根拠を持ってしているわけですから、その中身に変更が生じている場合は、それに応じてその都度知らせをしていくというのは賦課する側の務めではないかというふうに思います。その辺、私はそう考えますが、町長の思い——先ほど思いは思いで語っていただきましたので、それ以外にあれば答えていただきたらと思います。

それから、住新のほうですけども、これはいつも同じ答えといいますか、今問うていましたのも、要はどないすんのかという話でしたけども、結局は収納に向けて一生懸命頑張るというお答えでありました。それは当然、大いに一生懸命頑張ってもらったらいいことでもありますけれども、いずれにしても町からは確実に返済していかんなんことですので、これは滞ることがありません。問題は、貸し付けたお金の回収で、これは計画どおりにいってる方もいてれば、それが大きくずれ込んでいますから、いわゆる返済時期を越えて入ってきてるというのもありますので、いずれにしても一たんは町が仮に立てかえて返済をするというような形に、お金の流れとしてはなっていくと思います。そういう点でいえば、最終的に処理をせんなん時期が来ますけども、それはそのときの町長が上田町長であれば上田町長がされますし、そのときの方がされることにはなりますが、そこまで任せてしまうのかという話だと私は思います。町長の場合は、たまたま職員として事務全体を執行されてたときも役場に在籍されてたわけですから、そういう点でいいますと、この辺の整理も含めて現職の町長としてその辺の責任の所在をきちんと明らかにして、住民の皆さんに理解を求めていくということが当然あってしかるべきではないでしょうか。毎回お尋ねさせてもらってますが、そういった認識は果たしてないのか、そこは一度きちんとお示しいただきたいというふうに思います。

それと、もう1点、なかなか整理が難しいということでしたけれども、この前の予算計上のときの当時の部長からの説明でいいますと、この住宅新築資金の貸し付け件数が389件貸し付けて、321件完納してもらってるということでありまして、残りは68件ということでした。その68件のうち不納欠損が確定しているのが今は4件ということですから、不納欠損という以上は、普通は焦げつきとなってくるだろうというふうに判断いたしますけれども、その4件を除いて、68件のうち41件ほどは返してもらってる、分納にせよ何にせよ回収できてるということでした。残る23件が交渉中ということでありまして、その23件を法的処理も含めていろいろやりながら、県から、国からの補助も入れて事務を進めていって

焦げつかんようにするというのが、町長が再三にわたって答えてもらってる話なんですけども、結局、整理した内容を、次の9月の決算議会のときにでもきちんと一遍整理して、実情を示して、予測としてはこういう状況になってるので、こうなるだろうということを示されてはどうかというふうにも思います。その点、どうお考えか。先ほどの住民の皆さんの理解を求める、その思いがあるのかなのかということと、この整理をきちんとして出すべきではないかということに対して答弁をよろしくお願いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） まず、税のほうですけれども、先ほど申しましたように、個々違いますので、一般的な形で税法の改正により変わりましたということを果たして書いていいのかどうか、混乱を招かないか。特に今の場合は対象になる方が非常に少ないです。全体と違いますので、そんな方々にまで変わりましたということと通知することが果たしていいかという思いがございます。それから、先ほど申しましたように、3年に一遍ずつ変わるわけですけれども、大きく変わる方と小さく変わる方がある。これはある程度、納税しておられる方は3年ごとに評価がえがあるんだということは御存じいただいていると思うんですけども、受け取られる方の受け取り方ですが、そういうふうに急に特別な形で変わったというふうにとられると非常に混乱を招きますので。これは十分検討していきたいと思っておりますし、また、私はその内容まで見てませんので、そういうことが文言の中に表現されてるのかどうかということも含めまして、これもほとんどうちの基幹システムの中で統一して税金の送付をしていますので、そうした中で、どの町村も同じようにやってるのかどうかということも含めて、これはちょっと検討というか研究していきたい、こういうふうに思っております。

それから、新築資金の話でございますけれども、おっしゃったように、最終的にはそうなるかと思っております。それをいつの時期にするかということなんですけれども、先ほど申しましたように、我々は何遍も努力している。そして不納になった部分については、国の補助金の対象になる分については国の補助金をもらってやっていくということ、それから、先ほど申しましたように、抵当権を設定している分については、抵当権を活用しながら回収に向かって努めていく、そうしたときに、あとどのぐらいになっているのかということはある程度絞らないとといいますか、きちんとしないと、ただぼやとした形の中でそういうことを申し上げるのはどうかというふうに思っておりますので、これからそういうことも含めて詰めていくと申しますか、絞っていききたいと、こういうふうに思います。（「実情を一遍整理して」と芝和也君呼ぶ）

そうですね。さっき申しましたように、抵当権を設定して、それをどこまで処分できるのかということですね。これは大きく変わってくると思っておりますので。

議 長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより

討論に入ります。

討論ありませんか。

芝和也君。

11番議員（芝 和也君） それでは、承認第1号から8号までの8本の専決案件に対する討論を行います。

態度表明としましては、8号の平成24年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については反対し、あとの1号から7号までの7本については賛成の立場からのものであります。

まず、1号から4号までの23年度の一般会計を初めとする各補正予算につきましては、各事業の精算に伴う補正であり、決算に向けての会計処理上の補正ということでもありますし、5号から7号の川西町税条例以下3本の条例案も関連する法律改正によるもののほか、町の組織改編等による所要の改定であり、それぞれ承認いたしますが、6号の町税条例の改定につきましては、今も触れましたように、固定資産税に係る軽減措置を2年後の廃止に向け経過措置が加味されている内容への制度変更であります。これは、既にこの措置により住民には納付書等が送られ、賦課されていますが、これらの変更についての周知は実施されていないとのことであります。これについては、今も町長お触れのように、どこまで周知するのかという内容の問題等々もあろうかということでありましたが、自治体の姿勢としましては、まずは周知し、執行するという今日の社会的には確立済みのルールにのっとりた措置を図られんことを私としては改めて求めておくものであります。

8号の住宅新築資金の特別会計についてであります。町としては借りたお金をきちんと返していく、その償還を怠ることはできませんので、毎年きちんと処理をせねばなりませんし、その事務執行についての異論は何もありませんが、問題は、町が償還をきちんと履行するためにも、その中身について、貸付金の回収において返済が滞り、焦げつきが生じた場合でも、これは怠れませんから、償還をせねばなりません。その場合、その不足分は住民の皆さんにお願いし、税金で処理するしか道はないわけですから、そのときになってにわかには了解を求めても、なかなか簡単には理解を得られる問題ではないと心得ます。それは非常に難しい問題ではありますけども、まずは中身をきちんと示して、制度の内容も詳しく説明し、滞りが生じた原因を明らかにするなり、回収不能に陥った全容を明らかにして、先送りすることなく、町として精いっぱい示す努力の結果の選択であることを住民に理解を得るということをやらずに尽くすしかないと私は考えます。この点では、町長の今のお答えでも、はっきりせんうちは、とにかく不透明なうちはなかなか示せないということでありましたけれども、説明せんなんことは明らかでありますから、そういう点では、これらに関する取り組みをきちんと講じられていくことを私としては改めて求めるものであります。

よって、今般の専決においても、従前どおりの会計処理の繰り返しではあります。今言いましたような姿勢が見られない点では承認するわけにはまいりませ

ん。

以上見てまいりましたように、私としましては、議会が住民の負託を受けた議事機関として、その権能を存分に発揮し、執行機関に対する働きかけをなされることを求めまして、8本に対する賛成、反対のそれぞれの討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

堀 格君。

2番議員（堀 格君） 堀でございます。今、承認案第8号につきまして反対という討論がありましたけども、この案そのものに反対したからといって事が進むわけではありませんので、私としては、これは返すべきものは返さないかんわけですから、これには賛成したいと思います。

ただ、芝議員が言われておりますように、その中身については当局のほうで詳細を詰めていただいて、いつの時点でオープンにしたらいいかどうかということとはなかなか難しい問題もありますから、中途半端な格好で出していいのかどうかという問題もあります。その辺は町長のほうで十分に斟酌していただいて、しかるべきときということでもいいと思います。私の意見としてはそういうことでございます。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第1号から承認第7号までについて、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第8号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 挙手多数により、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。

お諮りいたします。

日程第16、議案第29号、平成24年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第26、議案第39号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてまでの11議案を一括議題いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上田直朗君） 続きまして、議案第29号から議案第39号までの平成24年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計の補正予算並びに条例等の改正につ

いて御説明を申し上げます。

まず、議案第29号、平成24年度川西町一般会計補正予算についてでございます。7ページをお願いいたします。

当会計全体にわたることでございますけれども、議会費、総務費のほか各科目において人件費についての補正がございます。それらは主に4月1日付の人事異動に伴います経費の移動等によるものでございます。また、各特別会計への繰出金につきましても、同様の理由により補正を行っております。

人件費以外の主なものといたしましては、6ページをお願いいたします。歳入の部といたしまして、県の緊急雇用創出事業に採択されたものが1件ございまして、114万7,000円の増額となっております。そのほか、繰越金については、財源調整のため221万4,000円を増額するものでございます。

8ページでございます。歳出の部につきましては、総務管理費、企画費におきまして、委託料として294万7,000円を計上しております。これは、唐院小学校跡地の売却のための用地測量等の調査経費の増額をお願いするものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。税務費、賦課徴収費におきまして、償還金利子及び割引料として564万1,000円を計上いたしております。これは、法人の収益悪化により、確定した法人住民税額が前年度納付済みの中間納付額を大幅に下回ったため、当初予算を上回る還付金が発生したことによるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ336万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにより、24年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億8,686万2,000円となります。

次に、議案第30号、平成24年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。4ページをお願いいたします。

こちらは、4月1日付の人事異動に伴う人件費の調整を行うもので、1,440万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにより、平成24年度の同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,147万8,000円となります。

次に、議案第31号、平成24年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。4ページをお願いいたします。

こちらにも人事異動に伴う人件費の調整を行うもので、455万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。これによりまして、平成24年度の同特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,036万1,000円となります。

次に、議案第32号、平成24年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。5ページをお願いいたします。

こちらにも人事異動に伴う人件費の調整並びに認定者の数の増大等に伴う訪問調査委託料の増をお願いするもので、463万3,000円の減額となるものでございます。これにより、平成24年度の同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ6億3,723万6,000円となります。

次に、議案第 33 号、平成 24 年度町川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算についてでございます。4 ページをお願いいたします。

こちら人事異動に伴う人件費の調整並びにぬくもりの郷建具等改修工事の経費の追加をお願いするものでございます。基金積立金を減じることで調整を図ったことにより、予算の増減はなく、予算総額の移動はありません。

次に、議案第 34 号、平成 24 年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。4 ページをお願いいたします。

こちら人事異動に伴う人件費の調整を行うもので、829 万 4,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これによりまして、平成 24 年度の同特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 3,970 万 7,000 円となります。

次に、議案第 35 号、平成 24 年度川西町水道事業会計補正予算についてでございます。

同会計につきましては、人事異動に伴う人件費等の調整及び取水ポンプの取り替え工事に係る経費を追加をお願いするものでございます。収益的支出の予算額のうち水道事業費用において、営業費用として人件費等 89 万 5,000 円の減額と、資本的支出の建設改良費 230 万円の増額補正をお願いするものでございまして、収益的支出の水道事業費用の総額は 2 億 2,511 万 5,000 円、資本的支出の総額は 1 億 2,032 万 2,000 円となります。

以上が平成 24 年度補正予算関係でございます。

続きまして、条例の一部改正等、予算外の議案等について御説明申し上げます。

議案第 36 号、川西町印鑑条例の一部改正についてでございます。

1 枚おめくりいただきまして、これは、外国人登録制度の廃止に伴う関係規定の改正及び住民基本台帳に外国人住民が登録されることによる氏名表記等の新たな規定を追加するものでございます。

次に、議案第 37 号、川西町税条例の一部改正についてでございます。

1 枚めくっていただきまして、これは、地方税法の改正により、公的年金に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとしたものでございます。

次に、議案第 38 号、川西町都市計画審議会条例の一部改正についてでございます。

1 枚めくっていただきまして、これは、本年 4 月 1 日の組織再編成により、担当課を変更するものでございます。

次に、議案第 39 号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございます。

1 枚めくっていただきまして、これは、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正に伴い、広域連合の経費の支弁の方法について変更を行うものでございます。

補正予算関係、条例関係については以上でございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本修司君） お諮りいたします。

ただいま説明がありました日程第16、議案第29号、平成24年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第26、議案第39号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてまでの11議案につきましては、15日に審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、15日に審議を行います。

次に、日程第27、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてより、日程第29、同意第3号、川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてまでの3議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長(上田直朗君) 諮問案第2号の人権擁護委員候補の推薦についてでございます。

現在お願いいたしております大西千香子氏の交代として、石田貞子氏の推薦を上げるに当たり、御意見を求めもものでございます。

石田氏は、保田にお住まいで、高田商業高校を卒業後、南都銀行に入社され、平成17年に退社され、現在に至っておられます。

次に、同意第2号、川西町公平委員会委員の選任についてでございます。

現在お願いいたしております福井芳子氏の任期が満了となりますので、引き続きお願いしたいと考えております。

続きまして、同意第3号、川西町固定資産評価審査会の委員の選任についてでございます。

現在お願いいたしております丹羽弘昌氏の任期が満了となりますので、引き続きお願いしたいと考えております。

どうかよろしく御同意賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長(森本修司君) ただいま説明のありました諮問第2号については、異議がないと答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、異議がないと答申することに決しました。

次に、説明のありました同意第2号及び同意第3号について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。お諮りいたします。

同意第2号、川西町公平委員会委員の選任について、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第3号、川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

お諮りいたします。

日程第30、議案第40号、川西小学校改築工事のうち校舎棟他改築工事請負契約についてを追加議案としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、追加議案といたします。

議案の朗読を省略し、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（上田直朗君） 追加して審議をお願いいたします。

議案第40号、川西町立川西小学校改築工事のうち校舎棟他改築工事請負契約についてでございます。

これは、川西小学校改築工事のうち校舎等他改築工事を行うに当たり、その予定価格が条例で定める額である5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、去る4月に開催いたしました議会特別委員会において御了承いただきました簡易型総合評価指名競争入札により実施いたしました。4月20日、競争入札に参加資格を有する13社に対し、技術資料提出要請書を発送しましたところ、11社より参加の確認を得ましたが、最終的に技術提案書の提出は6社でありました。この6社について、提出のありました技術提案書の評価による評価点並びに入札金額による落札候補者となるものを選定し、選定したものについて審査いたしました結果、株式会社大林組が落札者に決定いたしましたので、請負契約の締結について承認をお願いするものでございます。

どうかよろしく御議決くださいますよう、お願い申し上げます。

議 長（森本修司君） 説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。質疑ありませんか。

芝 和也君。

11番議員（芝 和也君） 先ほど議会開会前に開かれました特別委員会でも説明があったとおりであります。今、町長の説明がありましたように、今般、入札の方法を総合評価型の方式に変えられました。そこで、公募型で実施をするということでありましたけれども、従来、入札の方法として町長との議論では、いわゆる経常的な工事については従来の指名競争入札の方法を使うと。今回のような大きな工事のときは一般競争入札という方法でいくということで、今度は総合評価型の入札方式に変えられたわけですが、その上で公募型ということで実施されましたけれど

も、公募型にしたねらい、その辺をまずはお示しをいただきたいというふうに思います。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） この前からもずっと申し上げておりますように、川西町の大きな事業につきましては一般的な形から募集していきたいというふうに思っております。ところが、今年は公募点数式で実施いたしました。最近は一競争入札の方式が随分と変わってきております。それは、何といたしまして、評価点数と申しますか、そうしたことが取り入れられたことがございます。そして、一般公募になりますと相当な日数がかかってまいりますので、これらの合理性から考えまして、今までの一競争入札が改良されたものが今の評価方式だと、こういうふうに思っておりますので、私は一競争入札と何ら変わらないという認識をいたしておりますので、これからも大きな事業についてはこういう形でしていくべきではないかなという思いをいたしております。

議 長（森本修司君） 芝 和也君。

11番議員（芝 和也君） 発展型といいますか、そういう方向で考えたということでありましたし、町長の意向としても、今後もこういう方式で、経常的な工事以外については取り入れていきたいということでありました。いわゆる指名願を出してるかどうかというのがこの根本に入ってくるというふうに思います。今の町長の答弁の思いからしますと、一般的に広くしていこうという観点で新しい方式ということでありました。ただ、一競争入札になると手続が非常に煩雑になるので、こういう形にしたということでした。入札の指名願の制度ですけれども、県内、県外で隔年で、2年間有効で指名願の受付をしますけれども、調べてもらってる限りでは、毎年にするのか、2年に一度ずつにするのか、3年に一遍にするのか、その辺のところは取り決めがないというような話でもあります。そういう点でいうと、めったにない工事でありますから、事務が煩雑になるというのは、受付をきちんとしておけば煩雑にはなりませんから、そういう意味では参加しやすい状態、これは先ほどの委員会の話とも重なりますけれども、町としては門戸を広げておくことは特段悪い姿勢ではないと。参加されるかされないかは意図がある問題ですので、相手側の意識の問題になりますけれども、町としては門戸を広げておく。門戸を広げるといっても、この手の工事は、今度といたしまして66社ということになるわけですから、そういう点でいえば、技術点の評価で大いに競争制を発揮してもらおうと思えば、地方の発注する側の用意としては、そういうふうに門戸を広げておくことに特に問題はないのではないかと、かように思います。重なりますが、この点、再度お答えいただきたいと思っております。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 指名願のことになるわけですが、県も含めて全体の部分について研究していかなければいけないと思っておりますけれども、指名願を出してもらうということは、うちの町の事業に対する関心を持ってもらって参加してもらえという原則になるわけです。その中でも、今こうして皆さんから出してもらう中

から、13社から6社に減ったというのは、やはりそこに参加するには相当企業の負担もかかりますので、そういうことを考えてまいりますと、指名願を出さないということは、同じように川西町の事業に関心がないということの理解につながっていくと思います。私は、どこの町村でも指名願というのは本当に大事だということを聞いておりますので、これらを含めて、どういうふうな制度になるか、指名願の有効性というか、効力がどうなのかということ調べてみたいと思いますけれども、やはり川西町の事業に関心を持ってもらえる業者の方を選定していきたい、これは原則的に考えていきたいと思っております。

議長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。
討論ありませんか。
芝 和也君。

11番議員（芝 和也君） それでは、川西小学校改築工事のうち校舎棟他改築工事請負契約についての討論を行います。

態度表明としましては、賛成の立場からのものであります。

本契約をもって川西小学校の建てかえが本格的に軌道に乗ることとなります。児童の皆さんを初め保護者の皆さん、学校関係者の皆さんも期待に胸を膨らませておられることであらうでしょう。建設事業が予定どおりに運んで、事故なく完成することを祈念するところであります。

同時に、今般提出の議案は、その請負契約の締結に関する議決案件であります。公共工事の執行には多額の税金が投入されることは言うまでもありませんし、それだけに適法・適正に入札がなされ、かつ、効率的に税金が投入されるか否かが、その判断として問われている点であります。この点では、今般から入札の方法が新たな取り組みとして総合評価方式に改められています。これにより、競争の中身が金額における競争のみではなくなり、企業の持っている技術面やこれまでの実績等を踏まえた形での競争にその中心を移しているところであり、方法としてはよりベターなものへと改定がなされています。ただ、結果的に参加が6社での競争にとどまったことは、せつかくの公募方式を採用しながらも、その参加状況においては従前の域と変わりがなかったことが一つの特徴として挙げられます。質疑でも議論を交わしましたが、次の機会というところになります。今般から公募方式を採用していくということになります。今回の基準でいえば、対象となる業者は全国をその範囲に入れておりますので、ならば、それらの業者が参加可能となるように、町としても受け入れ措置を講じてしかるべきではないかと、かように考えます。

町長とのこれまでの入札の方法における議論としましては、今般のような大きな工事に関しては、競争性がより広く確保される一般競争入札でいくというのがこれまでの到達点であります。それで制度の方法の変更ということになりましたけれども、今般は入札参加業者の資格の前提として指名願というのが重要視されていま

すので、結果、能力保持の業者が66社ではありましたが、それが17社に必然的に絞られたと言わざるを得ません。これは、そういう形での結果でありますから、相手の参加の意思とは別の問題であります。せつかくのこういう工事の発注の取り組みでもありますし、また、競争性を確保する旨、そういう姿勢を示しておられるわけでもありますので、ならば、公募の対象にこれらの対象業者が総じて参入可能となるように、受け入れ制度の改善を求めまして、この提案については賛成をするものであります。

以上申し述べ、冒頭にも触れましたように、事業が事故なく完成し、本町の教育振興に寄与することを念願し、本契約につきましては賛成の立場からの討論を終えるものであります。

議 長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。
堀 格君。

2番議員（堀 格君） 時間が押してますので、余り言いたくはないんですが、簡単にさせていただきます。

短期間に工事会社を決定していただきまして、その間非常に労苦があったと思いますが、その辺につきまして感謝申し上げたいと思います。

それから、今一つ意見がありましたけれども、やはり物置一つ建てるわけじゃありませんから、大きな、川西町にとってはシンボリックなものであります。やはり信頼のできる会社を絞って発注するというのは当然のことだと私は思います。

なお、工事に当たりましては、何といたしましては授業をしながら工事を進めていくわけでもありますので、安全管理につきましては十二分の注意を払って対応していただきますよう、お願いをしたいと思います。

以上でございます。

議 長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第40号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま町長より、同意第4号、監査委員の選任についてが提出されております。よって、この際、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、本案件を日程第31に追加し、議題といたします。

事務局長に朗読を求めます。

議会事務局長（高間隆弘君） 同意第4号 監査委員の選任について

下記の者を川西町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 奈良県磯城郡川西町大字唐院187の8

氏 名 大植 正

生年月日 昭和26年11月3日

平成24年6月11日提出

川西町長 上田直朗

以上でございます。

議 長（森本修司君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案説明を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、本案件については、提案説明を省略することに決しました。

ただいま選任されました大植正君は、地方自治法第117条の規定により、自己の一身上に関する事項でありますので、御退席をお願いいたします。

（大植正君 退席）

議 長（森本修司君） これより本案件に同意を求める件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員です。よって、監査委員の選任については、同意することに決しました。

（大植正君 入場）

議 長（森本修司君） 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、明日より14日までは休会とし、15日午前10時より再開いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（午後0時26分 散会）

平成 2 4 年川西町議会
第 2 回定例会会議録

(第 2 号)

平成 2 4 年 6 月 1 5 日

川西町議会第2回定例会（議事日程）

平成24年6月15日（金）午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1	議案第29号 ～ 議案第39号	質疑・討論 採決
第2		
第3		

(午前10時00分 再開)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。過日、当局より提案説明が終わっておりますので、これより審議に入ります。

議案第29号、平成24年度川西町一般会計補正予算についてから、議案第39号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてまでの11議案について、質疑ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員(芝和也君) それでは、一般会計補正予算で、予算の執行状況について若干お伺いいたします。

過日の本会議での同僚議員の一般質問でも町長がお答えになっていましたが、地域交通の問題で、とにかく試みに一遍走らせてみるというふうなことでありまして、その辺は考えているという話でありました。話を聞いてみましたら、とにかく試みにダイヤを組んでみて、期間としては半年ほど一遍やってみて様子を見てみようというふうなことを考えているということでありましたけれども、これは基本的にはコースと停留所とダイヤが組まれた、いわゆるバス方式、コミュニティバスということになりますけれども、この試みは、取り組みとしてはバス方式でいこうという意味合いでお考えなのか、その辺、どういう意向をお持ちなのか、お示しいただきたいと思っております。

この話はなかなか遅々として進みませんが、徐々に起動し始めてきたというところまで来てありまして、議論としては、振り返りますと大体10年ぐらいになるのかなというふうに思います。当初はコミバスで出発して、うちの事情に照らして乗る人の都合に応じたデマンドタクシーの方式のほうがより都合に合うのではないかなというふうなことから、論点を切りかえて、デマンドタクシーの導入のやり取りで5年ほどが経過しているように思います。話の流れでは、町長がいつもこの地域交通の問題ではおっしゃってますけれども、要は、過去にバスをやりましたが、結構乗る状況が少のうで、自転車で行く多かったさかいに、なかなかうまくいきませんでしてんということで、川西町全体の地の利からしたら、平地やし、自転車でも行けんこともないというふうなこともありますけれども、それでも乗ってる人は乗ってるわけやから、何らかの足が必要やということから、バスよりも乗合タクシー方式のほうがええんと違うかというふうなやり取りを始めまして、視察にも行き、そして昨年、町として意向調査も実施をして、それが返ってきた結果、一定の要望も出ているというのがこの間の流れになっていると思っております。

あの意向調査をざっと見ますと、10代を除くと、あつたら乗るでというのはそれなりの返答があったように思いますけれども、全体としてはそういった公共交通に代わる地域交通が欲しいという意向は、大体すべての世代にわたって持っておりますし、そんなん要らんでという声もそれと同じぐらいの割合で出てますけれども、

要ると要らんで比べたら、要るほうが3割強ぐらいかな、要らんというのが3割弱ぐらいかなというふうな意向調査の結果になってたかと思うんです。

いずれにしましても、先ほど聞きましたように、バス方式を一遍試してみて、方式としてはそれで行こうかということなのか、それとも、一遍試しにどうなってるのか実情を見ようということでしたら、そういうバス方式も試し、そしてドアからドアへのいわゆるデマンドタクシー方式も試しという全体をつかまんことには、そこら辺の実情はわかりにくいと思うんですけれども、その辺はどうお考えか、お聞きしたいと思います。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 副町長のほうが実質的にやっていますので、副町長のほうから詳細について説明させていただきます。

副 町 長（松本ひろ子君） この議論、本当に芝議員さんと何度もさせていただいておりますけれども、町としましては、最初に行いましたコミュニティバスの運行が町のニーズに合わなかったというような考えから、重たい腰でございまして、本当に地域の方々がそういう交通手段を欲しておられるのかということが大変心配でございまして。ですので、前回、地域の皆様方にアンケート調査をさせていただいた結果、あったら乗るといってお答えが多かったものですから、そしたら一番お金をかけずに実態調査と申しますか、前は乗ると言わはってんけど、乗ってもらえなかったということですので、本当に乗っていただけるかどうかということで、今回、バス方式で試行運転をしようかなという方向で今検討させていただいております。これも、前回の反省も十分行いながら——と申しますのも、町内一周しますと大変な時間がかかりますので、できる限り早く交通機関並びに公共機関に来られるような形でバスの運行を検討しております。

それと同時に、タクシーのほうなんですけれども、正式にタクシー会社と契約することもやぶさかではございませんけれども、田原本さんが行っておられるデマンド交通、いわゆるタクシー会社との協定も大変難しかったというふうに聞いております。ですので、まずは今、駅前開発をするためには、調査をさせていただきながら、地域住民の方々を巻き込んで地域協議会というのを立ち上げていかないといけないということも聞いておりますので、まずはバスで試行運転をさせていただいて、実際に本当に乗っていただけるかどうか、乗っていただけることがわかりましたら、今度はバスとタクシーを検討の中に加えていきたいなというふうに考えておりますので、御了解いただきたいと思います。

議 長（森本修司君） 芝 0和也君。

11番議員（芝 和也君） 試しにバスでやって、その具合でタクシー方式も両方比べながら検討を加えていきたいというふうな話だったかと思います。

いつも話に出てくる過去のコミバスですけれども、要するに、バスの場合はコースと乗り降りの場所と時間、ダイヤが決まっていますので、その性質上、もともと走ってた公共バス、これは本数が1時間に1本よりも少ない状態でしたので、利便性からいうと結構ダイヤが粗い状態になっているということもあり、実際、沿線の

人口との関係もあり、結局、バス会社にとってみたら、いけるだけのお客さんの状況ではないというのが実態のようであったと思います。

しかしながら、そういう性質で、やっぱり一定の利便性がないことにはバス方式は難しいと思うんです。例えば、今、沿線でいうと、電車しかありませんけれども、近鉄の樫原線とか、田原本から王寺へ行ってる田原本線とかですと、平日の合間で大体1時間に3本、田原本線は単線ですけれども、上下、西行き、東行きがそれぞれ3本走ってますし、ラッシュ時は樫原線は5本になりますし、単線の田原本線はラッシュ時は4本走らせてますから、そういう点でいうと、待っても15分ないし20分の間隔ですので、一定の集客ができるかなというふうにも思います。JR線はちょっと状況がわかりませんが、桜井線、和歌山線、本数が近鉄に比べれば粗くなりますので、その辺と沿線の状況が違いますから、人口の状況もありますけれども、そういうことが一定言えると思います。

それからしますと、うちの過去のコミバスといいますか、要するにふれあいセンターへの手段ということ、あれは午前中1回、午後1回みたいな形で、行きに片道、帰りにその片道というパターンではなかったかなと。いずれにしても、巡回バスで定期的にダイヤがあって回ってるというのではなくて、一遍行きしな片道、ふれあいセンターへ向けて行って、帰りしな、ふれあいセンターから帰ってきてるという形で実施してましたので、それでいうと、ダイヤの組み方としては極めつけみたいな組み方になってたからということも背景にはやっぱりあり、それと、うちの地の利からして、そういう状態で走ってんねんやったら、町長がいつも言わはるように、直接自転車で行ったほうが早う行くということがあって、こういう状況ではなかったのかなというふうに思います。

そういう点では、その辺を試しに、できるだけお金がかからんように、これは本当にどういうやり方でやるかというのは難しいですし、職員さんのところでの負担というたらおかしいですけども、それと、交通機関としての兼ね合いでいいますと、いわゆる運送事業体になるのか。今、教育委員会がやってる——社協がやってるのかな、ずっと前からやられてますけど、カラオケの送り迎え、ああいう形、あれも正式には運送事業体の仕事としてやってませんので、仮に途中で何か事が起きた場合の処理の仕方とか、そんなんもいろいろ出てくると思いますので、その辺もかみ合わせて、いずれにしても検討材料としてデータをそろえていくための取り組みということですので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思うんです。ただ、やるからにはその辺のセーフティ部分をきちんと段取りをした上で、取り組みとして進めてもらうという形では必要ではないか、こういうふうには思っています。

ただ、現場で話をお伺いした限りでは、「今、とりあえずそう思ってますねん」程度のことでしたので、そういう点では、自治体の取り組みとして全体をきちんと踏まえたことで取り組めるように感じたんですが、その辺も踏まえて、再度その辺を含めた取り組みとなるように求めて、見解をお願いします。

議長（森本修司君） 町長。
町長（上田直朗君） ととても難しい話でございます。といいますのは、やはりこ

これは乗られる方がどれだけ広がっていくかということになると思うんです。やっておられる近隣の市町村の投資しておられる額を見ますと、数百万円から1,000万円を超える予算を組んでおられるわけです。これに対して乗ってくれはる方がどれだけの人数があるのか、その辺の効率だと私は思うんです。そのためには、先ほど芝さんがおっしゃったように、頻繁にバスを何本か、これも一つですけども、これが果たしてどれだけの効果があるのか、そして、走っただけ乗ってくれはる方が何人あるのか、これがちょっと問題だと思うんです。

私が結崎駅で共同募金とかいろんな形でPRに立ちますけども、送り迎えされるのは、子どもさんが学校へ行きはるのにお母さんが送ってきはるというケースが非常に多いわけで、それが大体7時から8時までの間の時間帯なんですけれども、その方々はバスを待たないで、とにかく5分か10分のうちに行ってほしいというのがほとんどだと。御主人の送り迎えもそうです。だから、それに合わそうと思いますと、ちょっと時間的には非常に難しい部分がありますので。それも一つの案として考えたんですけれども。

それと、回数をようけにしたら実際に乗ってくれはる方が増えるのかどうか、そして、そのために減らしてきますと、今度はまた、今おっしゃったように便利が悪くという形で、それをあてにされないということ、この辺の兼ね合いが非常に難しいんです。そして、回数を増やしますと、やはり予算的にも相当な資金が要りますので、これもあわせてですので、ちょっと今、町の車も含めて、誰か運転してくれはる方があるかなということも含めて検討しておりまして、シルバー人材センターとも協議をしてるんですけれども、免許を持っておられる方しかできないし、また、料金を取りますことは運送法にかかわってきますし、そしてまた、頻繁にするということは事故の対応も考えていかなきゃならないということですので、それらも含めまして、ちょっと試行的に、今どういうふうにしたらいいかということを考えておりますので、その辺、もうちょっと具体化しましたときに、詳細をまたお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

2番 堀 格君。

2番 議員（堀 格君） 堀でございます。本日は、議案に直接関連する点について簡単に質問させていただきます。

議案第29号の平成24年度川西町一般会計補正予算、この議案の14ページ、款4.衛生費の項2.清掃費につきましてお尋ねをしたいと思います。今回の補正予算では人件費だけの補正予算ということになっておりますが、ごみの収集や処理の費用が現在のところほぼ予算どおりいっているのかどうかということについてお尋ねしたいと思います。

といいますのは、対応という面でいきますと、補正が組まれる段階では遅いので、まだ本年度に入りまして2カ月半しかたっておりませんが、あえてその点をお聞きしたいと思います。といいますのも、昨年度12月にごみ処理費用が大幅に増加したということで、大型の補正を組みました。その後、当局のほうも御尽力い

ただきまして、ごみ減量のパンフレットをつくっていただいて、一大キャンペーンをやったわけでありまして。その結果として、先日の専決処分の承認議案でありましたように、かなりの部分が残るような格好で終わったわけでありまして。そういう点からいきますと、現在のところの状況をお聞きして、適宜今後の対応をお願いしたいと思っております。福祉部長、ひとつよろしく申し上げます。

議長（森本修司君） 福祉部長。

福祉部長（下間章兆君） 平成23年度の処理状況について御説明させていただきます。

可燃ごみにつきましては、平成23年度の当初予算におきまして、ごみ減量化後20カ月の平均値、16万2,000キログラムで予算計上しました。ただ、今、議員もおっしゃいましたように、上半期、4月から9月までの処理実績では、一月当たり19万5,000キログラム、3万キログラムほど増えたということで12月に補正させていただいたと。それで、10月から3月までの下半期の実績を見ますと、月当たりで17万1,000キログラムと、上半期よりも月当たり2万3,000キログラムほど減ったということで、専決で減額補正させていただいたと。ただ、平成23年度全体の実績では、当初16万2,000キログラムで予定したものが18万3,000キログラムということになりましたので、約2万3,000キログラムほど増加しているというような状況です。

不燃ごみにつきましても同じような状況が言えまして、上半期におきまして増えた。それで今回出させていただいたという形です。

お尋ねの今年の4月と5月の状況を見ますと、4月では対前年比で約1万キログラムほど増えて、8.7%の増という形になっております。5月分につきましては、約4,000キログラム減の2.3%の減という形で、2カ月間を見ますと、一応増えているものもあれば減っているものもあるというような状況です。

それで、ごみの減量化前の平成20年度と比較しますと、燃えるごみでは4月分で9.7%の減、5月分では8.8%の減。だから、有料化前よりも減ってることは減ってるんですけども、一たんボンと落ちたものが、またリバウンドといいますのか、徐々に上がってる傾向ですので、ごみの減量化につきましては、引き続き継続的な啓発が必要でないかなと思っております。

今、議員も紹介いただきました、本年2月に「ごみ減量ニュース」と題したチラシを各戸に配布させていただいております。その中で、生ごみの「水切り・ひとしぼり」でごみとCO₂を削減と題しまして啓発に努めているところで、その中でもごみ減量化に対するアイデア募集あるいは水切りのアイデア募集をさせていただいております。残念ながら、今のところちょっと応募はないんですが、これにつきましても積極的に広報を通じましてアイデアなんかを募集したいというふうに考えております。

それから、もう一つ、資源回収団体への古紙や資源ごみへの排出協力あるいはごみの分別化の徹底などを通じまして、さらにごみの処理量をごみ有料化当初に落ちた数字を維持するように広報活動に努めたいと考えておりますので、よろしくお願

いしたいと思います。

以上です。

議 長（森本修司君） 堀 格君。

2 番議員（堀 格君） 質問いたしました本来の趣旨は、ごみ処理費用というのは当然ながら必要な費用でありますから、予算計上していくのは当然のことですけれども、ただ、ごみ処理費用というのは、結果的に何も残らない費用でありますから、できるだけ減らすにこしたことはないわけです。そういう意味で、当局のほうも事あるごとに減量PRを積極的にやっていただいて、そしてまた、住民の方々も努力してごみを減らしていく、そういうことによりまして、浮いた予算をできれば文化事業費に回していただいて、結果として住民の皆さんに還元していただいたらというふうに思うわけです。

考えてみますと、かつては映画では「タイタニック」を上映したり、あるいは文化人・芸能人でいえば桂三枝を呼んだりしたわけですけれども、現在の財政状況からいえば、当然そんなことはできない事態です。そういう中で、見てみますと、文化事業費というのは500万円です。ところが、ごみ処理費用というのは、努力のやり方によって100万円単位でプラマイになるわけですね。そういうことで、行事があるたびにコスモスホールとかあの辺でボランティアで一生懸命やっている人たちのことを見ますと、できるだけみんなで努力してごみを減らして、浮いた予算をそういうところに回してあげたらいいのになというふうに思うわけです。そういう意味で質問をしている次第です。

そういうことで、お互いに頑張って、今後そういう方向で補正予算が組まれていくことを期待したいと思いますので、町長、それから教育長さんのほうが連携をとっていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） ごみのほうは、やはり袋を買っていただくということを一たんしますと、やはり皆さんが関心を持たれまして、出すのを制限してくださるんですけども、ある程度時間が過ぎますと、またもとへ戻っていくという、感覚的にそういうふうになっておられたのではないかなと思いますけれども、今おっしゃったように、処理費用が大変高くついております。そういうことも含めまして、やはり多くの皆さん方にそうしたことをPRをしながら、減らしていただけるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝和也君。

11番議員（芝 和也君） それでは、過日の本会議で上程のありました議案第29号、

平成24年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第39号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてまでの11議案に対する討論を行います。

態度表明は、全議案賛成の立場からのものであります。

まず、29号から35号の一般会計並びに特別会計の各補正予算であります。今般の改定は、すべてにわたって本年4月1日付の人事異動に伴う人件費の補正であり、必要に応じた処理を行おうとするもののほかは、一般会計において小学校跡地の売却に要する測量費と、法人税の確定による還付金の支払が発生したことに対してそれぞれ処理しようとするものでありますし、36号から39号の条例関係その他においては、法律改定による関連条例の文言整備や対応する条例の整備のほか、関連する規約の変更であり、町の機構改革に伴う文言整備等処理しようとするものでありますので、特段意見を挟む余地はないものと判断する次第であります。

本年度の取り組みも請負契約の締結が先般議決したことにより、川西小学校の建て替えがいよいよ始まるのを初め、高齢者のヒブワクチン接種補助に特定健診の促進、近鉄からの駅舎の改装要請に絡んで、これからのまちづくりへ向けた結崎駅南北の踏切拡幅を含めた周辺整備への準備や積年の懸案となっている地域交通に対する試行など、新たな課題に向かつての歩みが始まっています。これら諸課題の執行には、当然さまざまな構想がめぐらされることではありまじょうが、いずれにしても、こうした本町のまちづくりに関する大きな取り組みは、改めて言うまでもありませんが、住民の皆さんの意向をしっかりとつかんで事に当たることは基本中の基本であると心得ます。この点では、総合計画などに基づきながら意向調査を中心にした取り組みが図られておりますが、それらを進めつつも、常々申し上げておりますように、本町の規模からして、住民との距離は他団体に比べれば、人口的にも地の利的にも非常に近いのが特徴でありますから、せつかくのこの特徴を生かさぬ手はありません。そういう意味でも、町長と住民の皆さんとの意見交換の場として、誰もが気軽に参加できる自治会レベルでのまちづくり懇談会等の開催に踏み切るなど、行政として住民との意思の疎通を大いに密になされんことを重ねて求めるものであります。

そして、いずれの場合におきましても、事を進める視点は住民の皆さんであることをしっかりと肝に据えられ、上田町長を先頭に、職員の皆さん一丸となって職務に従事されんことを申し添えるとともに、住民の意に沿い、願いにこたえる、身近で役立つ川西町政へと、その発展の一翼を担う決意を申し上げまして、今般上程の各議案については、すべて賛成するものであります。

以上、議案第29号、平成24年度川西町一般会計補正予算についてより、議案第39号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてまでの11議案に対する私の賛成討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

堀 格君。

2番議員（堀 格君） 同じく賛成討論でありますので、簡単にさせていただきます。

す。

議案第29号から第39号まで、中身につきましてはそれぞれ適切かつ必要な補正予算というふうに思いますので、賛成いたします。

よろしくをお願いします。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第29号より議案第39号までの11議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決することに決しました。

過日推薦をいただきました人権擁護委員の石田貞子氏にお越しいただいておので、挨拶を受けることにいたします。

（石田貞子君 入場）

人権擁護委員（石田貞子君） おはようございます。今回、人権擁護委員に推薦をいただきました石田貞子です。

人権擁護活動について今まで何も言葉としても聞いたことがなかったんですけども、こういった機会が与えられまして、今後いろんな方と接する中で、人権問題について考え、勉強していきたいと思います。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

議長（森本修司君） 御苦労さまでした。

（石田貞子君 退場）

議長（森本修司君） 以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶を受けることにいたします。

町長。

町長（上田直朗君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今議会には多数の案件を提案いたしました。慎重に御審議をいただき、全議案につきまして承認、議決、同意をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

これからも川西町の着実な発展・充実のため、行財政改革をさらに進めながら、堅実な行財政運営を基本とした町政の運営を図ってまいりたいと思っております。

そして、この7月からは小学校の建て替えに向かったの工事が進んでまいりますが、議員各位には、建設に当たりまして、より一層の御支援をお願い申し上げます。

また、審議を通じまして議員からいただきました御意見や御指摘をこれからも参考にして町政に生かしてまいり所存でございますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力をお願い申し上げます。閉会に当たりましての御礼に

かえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議 長（森本修司君） これをもちまして、平成24年川西町議会第2回定例会を
閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前10時31分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年6月15日

川西町議会

前議長

前副議長

議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
選挙第1号	議長選挙について	6月11日	原案可決
選挙第2号	副議長選挙について	6月11日	原案可決
選挙第3号	議会選出の委員の選挙について(式中組合議員・山辺広域組合議)	6月11日	原案可決
承認第1号	平成23年度川西町一般会計補正予算の専決処分について	6月11日	原案承認
承認第2号	平成23年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分について	6月11日	原案承認
承認第3号	平成23年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算の専決処分について	6月11日	原案承認
承認第4号	平成23年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分について	6月11日	原案承認
承認第5号	川西町行政組織条例の一部を改正する条例の専決処分について	6月11日	原案承認
承認第6号	川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について	6月11日	原案承認
承認第7号	川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について	6月11日	原案承認
承認第8号	平成24年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について	6月11日	原案承認
議案第29号	平成24年度川西町一般会計補正予算について	6月15日	原案可決
議案第30号	平成24年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	6月15日	原案可決
議案第31号	平成24年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について	6月15日	原案可決
議案第32号	平成24年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	6月15日	原案可決

議案第 33 号	平成 24 年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について	6 月 15 日	原案可決
議案第 34 号	平成 24 年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算について	6 月 15 日	原案可決
議案第 35 号	平成 24 年度川西町水道事業会計補正予算について	6 月 15 日	原案可決
議案第 36 号	川西町印鑑条例の一部改正について	6 月 15 日	原案可決
議案第 37 号	川西町税条例の一部改正について	6 月 15 日	原案可決
議案第 38 号	川西町都市計画審議会条例の一部改正について	6 月 15 日	原案可決
議案第 39 号	奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	6 月 15 日	原案可決
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	6 月 11 日	原案推薦
同意第 2 号	川西町公平委員会委員の選任について	6 月 11 日	原案同意
同意第 3 号	川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任について	6 月 11 日	原案同意
議案第 40 号	川西小学校改築工事のうち校舎棟改築工事請負契約について	6 月 11 日	原案可決
同意第 4 号	監査委員(議員)の選任について	6 月 11 日	原案同意